

The Kansai University Bulletin

Osaka, February 15th., 1929 No. 66

報學山里子

行發日五十月二

號六十六第

年四和昭



影撮念記觀拜所御都京生學學本

阪大

番九四〇一(堀佐土)話電
番三二一(田吹)

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報

第六十六號

目次

- 挿繪——本學學生京都御所拜觀記念撮影(表紙)——
梨木神社に於ける皇陵崇敬會山岳部記念撮影——
本學總理事故山岡順太郎氏葬儀——新築工事中の
本學專門部學會——山岳部成相山スキー練習記念
撮影——英文科主催村上教授歸朝歡迎會——故山
岡順太郎氏葬儀に連なりし本學學生——明治三十
五年頃の山岡順太郎氏——山岡順太郎氏筆蹟(A)
及(B)
- 歐洲各國の貨幣整理と正貨事情
關西大學講師 正井敬次
- 勞働法の基礎觀念(二)
關西大學講師 吉田 一枝
- 學內報——第三學年本學期授業終了——學部卒業試
驗施行——專門部卒業試驗施行——教員會開催——
——本學年度學生募集——矢島學生監文部省主催體
育協議會に出席——本學教職員新年宴會——昭和
三年度大學祭費決算報告——教職員住所移動——
教職員動靜——山岡總理事の葬儀——本學前幹事
長野村吉藏氏の訃
- 校友彙報
- 學生彙報
- 故山岡順太郎氏追悼錄
- 雜錄

歐洲各國の貨幣 整理と正貨事情

關西大學講師 正井敬次

一 概 論

金解禁の問題に悩める吾國の貨幣事情に對比して、既に整理せられたと稱せらるる歐洲諸國の貨幣事情が如何の狀に在るかを知らんが爲めに、此に歐洲主要國に於ける貨幣整理と其の正貨狀態に就て略説を試みる。

歐洲諸國の貨幣整理又は金解禁は大體に於て三つの種類に區別し得る。即ち一は英國の如く法律上の貨幣價值に變更を加ふることなしに整理を實行せるものであつて、和蘭、瑞西、瑞典等は此の種のものに屬する。二は獨この如く價值の破壊せる舊貨幣を捨てて金は貨幣單位の價值を更新せるものであつて、澳國其他中央部歐洲諸國に其の例を見る。蓋し獨こは貨幣單位の名稱を變更せず、又新制度に於ては、貨幣單位の價值を舊貨幣單位の價值に對して一定の割合(萬億分の一と云ふが如き)を保つものと規定するも、理論上に於ては兎に角、夫れは價值の切下げではなくして貨幣單位の更新である。次に第三には佛國の如く貨幣單位の價值の切下げに依つて整理を行つたものであつて、所謂ラテン同盟國たる伊太利、白耳義等が之れに屬する。

此には歐洲諸國に就て一々に叙述するの煩を避け右三種の整理に就て代表的と見做さる英獨佛に就て概説するを以て充分と考へるのであるが、併し豫め所謂貨幣整理の意義に關し一言を費すの必要がある。

歐洲に於ては貨幣の整理に關して金本位の回復と云ふ言葉が使用せらるるを例とした、而して金解禁と金本位の回復とを同一の意義に解せんとするかの如くであつたが、此は言ふまでもなく誤りである。嚴格なる意味に於ける(戰爭前の)金本位制度とは、一、法律を以て貨幣單位の價值を金の一定量目に於て決定すること、二、金の自由鑄造を認むること(何人にも自由に金塊を政府に提供して金貨又は紙幣に引換へを請求し得ること、但し事實上其の取扱は中央銀行に於てする)、三、紙幣の金兌換が自由なること、等を以て其の要項とする。而して金輸出の自由と云ふことは自由鑄造と兌換の自由との結果として認められ得べきことであつて、夫れ自體に於て金本位制度の本質の一部分をなすものではない、輸出入自由の問題は單に正貨政策上の問題であつて、制度の要素をなすものではない。

戰後に於ける歐洲交戰國の貨幣制度は右に舉ぐる所の金本位制度の要素としての第一の點即ち法律上の貨幣單位價值の規定のみを有し金本位制の作用上の要件である、第二、第三のものを缺く所の空虚なる金本位制度であつた。是に於てか所謂金本位回復の問題が喧しく論ぜらるるに至つたのであるが、然らば英國を初め其他諸國に於ける金本位の回復は如何なる點に就ての回復を主眼とせしやと見るに、夫は不思議にも金本位制度本來の眼目である自由鑄造と兌換の自由とに就てではなく却つて金輸出入の自由と云ふ、制度其の者の本質とは直接の關係を有せない所の要件に就て舊狀を回復することを眼目とするの狀態であつた。

右の如き事情は何に起因するかと云ふに、第一には、一面より見て歐洲各國は兌換の自由を許すまでに充分の正貨を蓄積するの時期に達せないこと、而して他面よりすれば今日に於ては金は既に國內の流通通貨としては存在の意義を失つたこととの爲めである。第一には右の事情により金は只だ國際的の標準貨物(一般に國際的の通貨と稱せらるる)としてのみ其の必要が認めらるる、而して此の貨物は一國貨幣の對外價值を維持する爲めの要具として其の輸出入が統制せらるると云ふ事情に基くものである。

貨幣制度は國內の問題である、然るに國內的に金本位制度の要素をなす所の自由鑄造と兌換の自由とを問題とせず、寧ろ唯だ貨幣價值の對外關係を有利ならしむるの目的に於て、金輸出の自由を回復することを金本位の回復と稱せんとする點に今日の金本位の姿を見ることが出来る。斯の如くにして眞の意義に於ける金本位制度は歐洲の交戰國に於ては未だ回復されて居ない、只だ中央銀行に金を蓄積し其の對外流動を自由にすることに依つて貨幣の對外價值を維持せんとする金塊本位制(Gold Bullion Standard)が、金本位と云ふ虛名の衣を着て据つておるに過ぎない。

二 英國の政府紙幣整理と金解禁

紙幣の整理——英國の政府紙幣(Currency Note)は一九二八年十一月に愈々英蘭銀行の銀行券に併合せらるることとなつた、斯くして約十五ヶ年間に亘つて國民に慣用せられた

所の、英國としては實に久し振りであつた此の臨時通貨の名は遂に消滅に歸した。

此の紙幣は一九一四年八月六日の紙幣及び銀行券條例 (Currency and Bank Note Act) に依つて制定せられしものであつて、金貨に代るべき小額通貨を供給するの必要上、一磅と十志との兩種のものが發行せられたのである (英國銀行券は五磅單位であつて右の目的に添はざるが故に)。

尙ほ政府は此の紙幣を流通せしむることに依つて、一九一四年八月より一九一九年末迄の間に約一億六千萬磅の金貨を引上げ之れを英國銀行の金準備に加へたのであつて、此の點より見るときは戰時非常通貨としての此の政府紙幣は大に有意義であつたと言ひ得る。併し其の後政府紙幣に對しては多くの非難があつた、即ちキヤナン教授の如きは其の急先鋒であつた。(Cannan, An Economist's Protest, 1926.) 如何にも一九一四年には通貨總額が三〇五 (單位百萬磅、以下同じ) なりしに一九二〇年には五六五となり其の中政府紙幣が三五四を占めし點より見て、政府紙幣が通貨膨張物價騰貴の原因であるとして紙幣制度を攻撃するの理由あるが如くであるが、併し一九二〇年に於ける世界物價の事情を見るに英國の物價指數二五一に對して合衆國は二二六日本は三四三和蘭は三二九と云ふ有様であつて當時は實に物價の世界的騰貴時代であつた、而も英國に於ける通貨膨張の程度は未だ比較的に小さかつたのである。此の點より見て紙幣に對する非難は寧ろ傳統的の貨幣理論に基く所の感情的の議論であつたかの如くに思はるるのである。

併し英國政府としても、紙幣制度は一日も早く廢止せんと意向であり、民間に於ても同様に問題となつて居たのである。而して其は一には政府紙幣の發行は變態であるが故に財界の整理に伴つて當然廢止すべき制度なること、二には發行權の統一は理論上當然なること、三には政府紙幣の償還準備積立は英國銀行の特別勘定として取扱へる關係上、統一は實際上の便宜に合致すること等の理由に依るのであつた。

斯くして紙幣統一案は一九二八年五月三日議會に上提、同二十二日に下院を七月二日に上院を通過し愈々十一月二十二日より實施せらるることとなつた。而して提案當時の通貨狀態は英國銀行券及び政府紙幣の合計四億一千五百萬磅、内後者は二億六千萬磅であつて、正貨準備額は右の合計額に對して三割八分の割合であつた。今次に紙幣統一に關する法律の要點を示せば、

一、英國銀行は一磅及十志の銀行券を發行することを得、現在流通せる政府紙幣は一定の日以後英國銀行券と見做され、政府は之れに對する義務と共に流通高に相當する引換準備を英國銀行に移譲す。

二、英國銀行の保證準備發行限度を二億六千萬磅とす (即ち政府紙幣發行額だけの保證準備發行を認めたのである)、必要ある場合には英國銀行の申出に依り大藏省は六ヶ月を超へざる期間右の保證準備發行限度の増額を認可することを得。

右にて政府紙幣の始末は附いたのであるが其の結果として最も注意すべき點は即ち右の如き英國銀行の銀行券發行制度に於ける變化である。

ある。

金解禁一戰後に於ける英國の信用政策は緊縮方針の一貫であつた、即ち英國銀行の金利政策は常に紐育の金利を目標として行はれ倫敦の市場金利歩合をして常に紐育の夫れよりも高からしむることに留意せられた、斯の如くにして對米爲替の相場を調節し以て金解禁の機會を待つたのであるが、一九二五年四月二十八日の議會に於て大藏大臣チャーチル氏が金本位回復の聲明をなすに及んで事實上金解禁は實現することとなつた。今之れを具體的に説明すれば、政府は大藏大臣の聲明と共に一の法案を議會に提出し五月十三日には裁可の運びとなつた、此の法律は「Act to facilitate the return to a gold standard」と稱し金本位復歸進捗に關する法律とも云ふべき意味のものである。而して其の要項は

一、一九二五年末を以て期限とする金輸出禁止法は之れを延期せざることを。

二、一八七〇年の貨幣法を以て規定せる金の自由鑄造を廢し爾後英國銀行にのみ自由鑄造の請求權を附與すること。

三、英國銀行に對して金兌換の義務を免除すると同時に一九一四年規定の政府紙幣兌換に關する法律を廢すること。

四、英國銀行は銀行券又は政府紙幣を以てする金塊買入の請求をなす者に對しては純金四百オンスを單位とする金塊を以てのみ之れを賣渡すべき義務を負ふ。

五、此の法律制定の日より政府は英國銀行に對して金輸出の特權を與ふること。

右に依つて英國の金解禁は具體化したのであるが、一般に向つての解禁は一九二六年一月

以降であるが英國銀行に對しては即日特權を與へしが故に事實上の金解禁は一九二五年五月に實現したのである。尙ほ右の法律に就て注意すべき點は、之れに依つて明かに一般の金兌換と自由鑄造とを禁じ以て舊來の意味に於ける金本位制を廢止せること、而して所謂新しき意味に於ける金本位即ち金塊本位制度を制定せることである。蓋し英國政府の意向としては右の法律は他日眞の金本位制を回復する爲めの準備に過ぎない、故に今後金準備が充實するの時期に於て更に舊來の意味に於ける金本位への復歸が制定せらるるものと思はるるのである。

金解禁前に於ける英國朝野の議論は今日の日本に於けるが如き微溫的のものではなかつたが氏が當時に於ける紙幣改革に關する論述に依つて世界的に有名となつたことは一般に知らるる通りである。ケーンズ氏が當面の金解禁に反對せる理由は、英國の對米爲替歩合は金解禁準備の爲めにせる金利政策を以て人爲的にオバーバリュエされて居るのであつて未だ眞に安定を得てゐない、即ち物價は未だ爲替相場の騰貴せる割合に應じて下落しておらぬ。此の如き變態的の時期に於て金解禁を行ふときは物價を急落せしめて財界に打撃を加ふることとなり、既に解決難に陥つておる所の失業問題をして一層重大化せしむるの恐れあり、と云ふのであつた。而して一方ネーシヨン誌等も金解禁の國民生活及び社會問題に及ぼすべき弊害を高調した。即ち當時の英國は當局が金解禁の實行に熱心であつたに反し、民間に於ては物價の急落による不景氣の

惡影響を恐るるの聲が大きかつた、此の點は丁度今日の日本と朝野の立場が正反對であるかの如くに思はるる。

蓋し右の如き反對論があつた所以は、當時英國に於ては石炭と鐵礦關係の不況に基く勞働問題が國家的の大問題であつたと同時に、

一九二四年六月以後に於ける緊縮政策が産業界を壓迫しつつあつたが爲である。

即ち金利政策に就て云へば倫敦紐育間の市場金利歩合の鞘は一九二四年五月迄は倫敦に逆であつたが、六月

よりは公定歩合の引上に依つて積極的に金利政策を用ふる事となり其後二ヶ年間

以上に亘り倫敦の市場金利は紐育よりも最高一、八二パーセント、最低〇、一

パーセント、平均して常に一パーセント以上の程度に於て上鞘を維持するが如くに

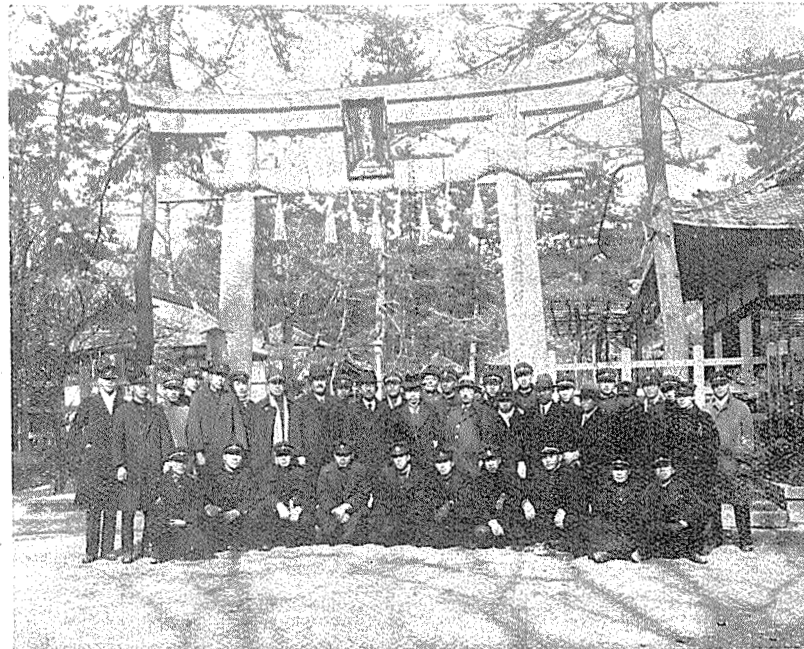
調節統制せられたのである然らば金解禁後の財界の狀況は如何であつたかと云ふ

に、先づ金の流出入に就て見るに金解禁直後の五、七

月間に八、二九六(二千磅)が流入し、八、十一月間に一九、七九三が流出したのであつて結局解禁實施後の八ヶ月間に差引一千百五十

萬磅の正貨が流出したこととなる。但し九、十、十一の三ヶ月間は金利の鞘が〇、一〇、四パーセントに縮少せし際であり、且つ例年

の輸入期であつて金解禁がなくとも金の流出が多かるべき條件があつた。夫れにも拘らず金の流出が一千萬磅程度であつたことは、英國としては敢て驚くべき額ではなかつたと云ひ得る。次に金解禁の前後に亘る英國の國際貸借の概要を知る爲めに商品正貨並に貿易外



影攝念記部局山會敬崇陸皇のけ於に駐神水聖

の受取勘定等に就てグレゴリー氏 (Gregory, The First Year of the Gold Standard) の調査に係る數字を左に轉載する。

一九二四年一期 七〇 出九・〇 九七 入三六
商品正貨 貿易外
入超 出入 受取 差引

同	二期	六七	出四・〇	九七	同三四
同	三期	八一	同〇・五	九七	同二七
同	四期	二八	入一・五	九七	出三三
同	二期	一〇	三出	四〇	一〇三入
同	三期	一〇	四入	三〇	一〇三出
同	四期	一三	同	三〇	一〇三入
同	二期	一〇	四入	三〇	一〇三出
同	三期	六五	同	三〇	一〇三入
同	四期	一二	出二〇	一〇三	出七
同	二期	一〇	一四	一〇	一四

金額の單位百萬磅、正貨流出の場合は商品入超額より差引く

右に依れば一九二四年には差引五千四百萬磅一九二五年には三千萬磅の入であるが、併し英國は右の兩年間に於ても尙多くの海外投資を行つたのであつて其の額は二億三千萬磅に達した、而してグレゴリー氏に依れば此の兩年間に於て英國は結局二億三千萬磅の長期貸付をなすと同時に一億三千萬磅の短期借入を行つたこととなるのである。

次に金解禁の國民生活に對する影響を見るに第一に考察すべきは失業問題である。今左に簡單なる數字を擧ぐれば

一九二四年	五月	一〇八七	八一
一九二五年	六月	一四〇六	三七五
一九二六年	四月	一〇九三	一四五

單位 一、〇〇〇人

右に依つて見れば一九二五年に於ける失業者數の増加は主として石炭及び鐵關係の事業に於ける失業者の増加に由るものである。即ち當時石炭と鐵とは世界的工業の不振、獨りに於ける同業者の競争及び一九二五年五月の歐大陸の恐慌其他種種の原因に依つて特に大なる打撃を被つたのであつて、此の方面に於ける失業者の増加は金解禁とは直接の關係はな

いと言つてよいのである。

次に一般國民生活に關係ある生活費指數に就て見るに一九二五年一月には一八〇、七月には一七三、十二月には一七七、一九二六年六月には一六八であつて物價の下落は一九二六年五六月の頃に顯著となつたのであるが、併し解禁後の短期間に激變を生ずることのなかつた點より見て金解禁の惡影響を此に認むることを得ない。而して又た一九二六年下半年に於ける物價の下落は果して金解禁の結果であつたや否やは疑問である。何となれば此の時期に於ては物價は世界的に下落の傾向を取つたのであつて、英國の物價も亦此の大勢に伴つたと云ふに過ぎない、而も其の下落の程度は合衆國に於けるよりも寧ろ小であつた。今英米兩國の卸賣物價の指數を見るに(スタチストに據る)。

一九二五年	五月	一五九・六	一四七・八
同	八月	一五八・〇	一五二・九
同	十一月	一五六・五	一五六・四
一九二六年	二月	一五〇・五	一四五・五
同	五月	一四七・九	一三八・五
同	八月	一四九・四	一三七・八
同	十一月	一五三・九	一三八・八

即ち英國に於て特に金解禁の爲めに物價が下落したと云ふ形跡は認められない。

之れを要するに英國に於ける金解禁の結果を綜合して下の如く言ひ得る。一、貿易上の入超額は増加した。但し關稅改正に依る見越輸入の多かつたことを看過してはならぬ、二、正貨の流出は甚しき額ではなかつた、三、物價は金解禁の爲めに特に下落せなかつた、四、國民生活には特に動搖を生ぜしめなかつた。

三 獨乙マルクの今昔

戰時中に於て既に價值の暴落を來せしマルク紙幣は一九二三年に至つては全く反古同様となつた、但し法律上に於ては未だマルクは獨乙の貨幣單位であつたが併し實際上の取引に於て此の紙幣を使用することは不可能となつたのであつて、遂には取引上の支拂手段としては元より、價值の標準としても亦其の用をなさざるに至つた。而して新たな價值の標準としては或る場合には石炭ライ麥等の一定量が用ひられ、此等の貨物の一定量を表はす所の債務證券が發行せられた、即ち或る會社の如きは石炭千キロを單位として五千キロに又は一萬キロと云ふが如き社債を發行した。併し一般に商人間の取引に於て用ひらるるに至つたのは金を標準とする金勘定であつて、マルク紙幣を支拂方便として用ふる場合と雖も契約金額は金を以て定め辨濟時にマルクが更に下落するときは契約時よりも多額の紙幣を以て支拂をするのであつた。併し實際上紙幣を以て支拂手段又は購買手段とすることも遂には不可能となつた、何となれば主婦が市場の買物に紙幣の大トランクを携けて否紙幣の荷車を曳いて行かねばならぬとなると紙幣は實に不便なものであるからである。

右の如き貨幣組織の破壊を救ふ爲めに獨乙が考案したのはレンテンマルク紙幣の制度であつた、即ち一九二五年十月十五日の法律を以てレンテンバンク (Rentenbank) なる銀行を創立してレンテンマルクなる新紙幣を發行することとなつたのであるが、其の價值は舊マルク紙幣萬億マルクに對してレンテンマルクの割合と定めた。此の新紙幣は一種の金券

を基礎とする通貨であつた、即ち其の金券とはレンテンバンクが發行する所の一種の投資證券であつて、金を標準とする額面價格に對して年五厘の利息が附くのである、故にレンテンマルクは金には兌換し得ざるも右の如き價值を有する金本位の證券に引換へ得る點に於て其の信用の基礎を持つたのである。

次に一九二四年十月に至つて獨乙はライヒスバンクを改造して新たにライヒスマルクなる紙幣を發行せしめ、レンテンマルクと同一の價值に於て之れを流通せしむることとしたのであるが、今日に於ける獨乙の貨幣單位は此のライヒスマルクであつて其の價值は戰争前のマルクに等しいのである。斯の如くにして兎に角一九二四年以後に於ては獨乙の對米爲替は戰前の平價 (1 マルク = 23.81 グラム) を維持することとなりマルクの價值は安定した、而して獨乙も亦た英國と同じく新しき意味に於ける金本位即ち金塊本位を制定し得ることとなつた。併し乍ら獨乙に於けるマルク價值の維持は主としてライヒバンクの爲替手形の賣買換言すれば爲替市場の統制に依つて行はれし點より見れば、新たな獨乙の金本位は當初に於ては之れを金塊本位と云ふよりも寧ろ金爲替本位と稱するを以て適當とすべきかの如くに思はれた。

四 フランの價值安定

佛國の通貨狀態は獨乙に於けるが如く其の貨幣價值の破壊が極端でなかつただけに其の整理は却つて延引せるかの如き實狀であつた。併し乍ら一方佛國は正貨の吸收又は保持に就ては他の諸國以上に熱心であり且つ神經過敏であつた。然るに此の如く金に對する執着が

大きい程、紙幣發行高の増加と物價の騰貴とは緩和せらるることが困難であつた。即ち同國に於ては歐洲に於ける多くの國が貨幣の整理を完成せる一九二五年に於て其の貨幣事情は一層惡化し一九二六年七月の頃に至つて其の極點に達した。左に其の紙幣發行高と對米爲替相場とに就て簡單なる數字を示せば。

紙幣發行高		對米爲替歩合	
一九二五年一月	四〇・五一六	五・三九	
同 七月	四四・四九六	四・六九	
一九二六年一月	五〇・六一八	三・七七	
同 七月	五六・〇二二	二・四六	

註、紙幣發行高の單位は百萬フラン、爲替歩合の單位は一フランに對するセント、但し對米爲替の平價は 1 マルク = 23.81 グラム

併し以上の如き傾向も一九二六年末には相當に緩和を示すこととなり、爲替相場も年初に於ける歩合の程度に回復し其の後は同程度の相場に安定したのである。斯くして佛國は漸く一九二八年六月に至つて貨幣價值整理の時機に到達することを得たのであるが、今昨年六月制定のフラン貨幣安定に關する法律に依つて見るに、新しきフランの價值は英貨一ポンドに對して二四フラン二二サンチムと決定せられたのであつて、平價は二五フラン二二・五サンチムであるが故にフランの價值は舊價值の二割強となつた譯である。左に其の法律の要項を示せば。

一、品位千分の九百の金六五、五ミリグラムを以て一フランとす、但し本法公布前の契約に本づく國際間の金フラン支拂には適用せず。

二、フランス銀行は銀行券を金貨又は金地金に兌換するも其の最低額は六萬大臣

との協定に依つて定む、又同銀行は前記の平價より鑄造料を差引きたる價格を以て金の買入をなす。

三、フランス銀行は銀行券發行高及び當座勘定の合計に對して三五パーセント以上に相當する金貨及び金地金を保有することを要す、而して銀行券發行の限度に關する規定は之れを廢止す。

四、金銀の輸出禁止は之れを解除す。即ち以上を以てフランの價值は安定することとなり佛國に於ける貨幣整理の問題は始末が附いたのである。

五 貨幣整理と世界に於ける金の分布

一九一六年より一九二〇年迄は金の價值下落の時期であつた、即ち歐洲交戰國に於ける未曾有の物資需要は貨物に對する金の價值を減少せしめたのである。斯の如くにして交戰國に於て流通より引上けられたる金貨は、貨物供給者としての合衆國、日本及び歐洲の中立國に向つて流出した。カッセル教授の計算によれば一九一四—二一年間に於て合衆國、日本其他中立國の正貨準備は三三・一六 (百萬ドル) を増加し、一方歐洲交戰國の夫れも二七・三を増し合計三五・八九が戰爭前に比して増加したのであるが此の間に於ける金産額の増加も一六七〇に達せるが故に此の額を右の合計額より控除するときは一九二〇となる。然らば此の十九億二千萬ドルの正貨は何處より出で來つたかと云ふに、此の額が即ち歐洲の主要高に流通しつつありし金貨が引き上げられしものである。即ち英獨佛其他の國に於ては總ての流通金貨を引上げて之れを中央銀行の

準備とし又は對外支拂に充てたのであつて、當時に於ける歐洲は其の存立の爲めに金よりも貨物が必要であつたのである。

右の如き形勢は一九二二年の頃よりして漸く一變するに至つた、歐洲諸國は過去數年間に於て失つた所の金に對して餓を覺ゆるに至つた、斯くして一言にして云へばマーカンチリズムの時代が再來し保護貿易政策の色彩は濃厚となつたのである。一九二一—二五年の時期は金本位回復に對する準備時代であつたが其は半面に於て正貨の吸收又は保持を第一とする政策の時代であつた。然らば貨幣制度の整理が完成したと稱せらるる今日に於ては如何であるかと云ふに、右の如き重金主義的政策は未だ到底緩和せらるるべくもない。其の然る所以は何であるか、即ち一面に於て歐洲諸國は未だ自ら以て満足とすべき貨幣の整理を實現しては居ない、之れを完ふする爲めには尙ほ正貨に對する執着を緩めてはならぬと云ふこと。又た他面に於ては世界の金の分布は未だ甚しく不公平であり偏重である、此の形勢が自然今日の歐洲をして所謂重金主義の時代より脱却することを不可能ならしむること等の理由に依るのである。

今戦前と戦後に於ける金の分布状態を數字として説明せしめんが爲めに、ヘルフエリツヒ、グレゴリー二氏に依る數字を圓に換算して左に示す(數字は各國に於ける貨幣としての金の保有高を示す、但し流通金貨は算入せず、金額の單位は百萬圓)

英國	一九一三年末	一九二〇年末	一九二五年末
一・六七三	一・六二一	一・四一四	六・一〇
獨逸	一・八三三	五・二四	

佛蘭西	二・四一九	一・三八一	二・一五一
伊太利	五・三五	四・一一	六・六九
和蘭	一・二二	五・五四	三・五八
西班牙	一・八六	九・五九	九・八四
合計	六・七六八	五・四一〇	六・一八六
合衆國	三・八三九	五・八四八	八・八六一
日本	二・六三	一・三〇〇	一・一五七

右に依て見るに戦前の一九一三年末に於ける六ヶ國の正貨は六十七億圓餘であるが、併し當時に於ける流通金貨は約四十億を算するが故に、戦前に於ける右諸國の正貨は約百億圓と見る事が出来る。然るに一九二〇年には流通金貨は引上げられ而も正貨の額は五十四億圓に減少した、而して一九二五年には幾分の増加を見たが併し到底合衆國に比すべくもない。然らば最近に於ける歐洲の正貨状態は如何であるかと云ふに、余はスタチスト誌の數字に依つて、一九二八年十月末(或る國に於ては十月二十九日乃至十一月三日)に於ける右六ヶ國の中央銀行に於ける正貨準備を七十一億三千萬圓と計算した。併して今日に於ても歐洲の主要國は流通金貨を有せざるが故に右の七十億圓餘の正貨は實に戦争前の正貨總額よりも尙ほ三十億圓程少いのである。

南北米大陸全體の正貨は戦前の二倍以上、日本の正貨は三倍以上に増加せる今日に於て、歐洲の正貨總額が十五年以前よりも減少しておると云ふ事實は果して何等かの暗示を含まないであらうか。吾人を以てすれば假令歐洲の貨幣整理は完成せりと稱せらるるとは云へ右の事實より見るときは歐洲の金に對する欲求は今後と雖も尙ほ容易に緩和せらるるの時期に達し難きことを知り得ると同時に、右の如き事情を基調とする所の國際的の經濟政策が今後尙ほ歐米各國に於て行はるることを當然の勢と見なければならぬ。

勞働法の基礎觀念(二)

關西大學講師 吉田 一枝

序 説 (前號既載)

第一節 人 格 權

各人は凡て自由平等であると云ふところの人格權の思想が法律上認識されたのは第十六世紀以後の宗教革命にその端を發し北米合衆國の各州の憲法、北米合衆國憲法次でフランス憲法はその保障を明記してゐる。而してフランス革命のとき最初に發布された一七八九年八月廿六日の「人權宣言」(「Déclaration des droits de l'homme et du citoyen」)が通常その範をなすものと云はれてゐる。この「人權宣言」は苟も人間である以上男女の性別老幼の年齢貴族平民の身分富者と貧者との境遇等によりその人間としての取扱待遇を二三にすべきものでないと云ふ宣言である。

その一條に「人は出生及生存に於て自由及平等の權利を有す (Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits.)」社會的不平等は公共の利益のための外之を作ることを得ず。

その二條に「凡ての政治的結合の目的は人の天賦且つ不可讓の權利を保持するにあり、之の權利は即ち自由財産安全及壓制に對する反抗これなり」。

その四條に「自由とは他人を害せざる凡ての行爲をなし得ることを云ふ。各人の自然的權利の行使は社會の他の各員をして同一の權利を享有せしむることの外に制限を有せず此の

制限は法律によるにあらざれば之を定むることを得ず」。

その六條に「法律は(中略)凡てに對して均一なるを要す。法律の眼中には凡ての公民は平等なるが故に公民はその能力に應じ自己の價値及自己の技能によるの外他の區別なく均しく凡ての尊稱、公の地位及職務に任ぜらるることを得」。

その十條に「何人もその意見の發表が法律によりて定められたる公共の秩序を害せざる範圍に於て其の意見のために妨害を受くることなし宗教上の意見に付き亦同じ」。

その十一條に「思想及意見の自由なる交換は人の最も貴重なる權利の一なり」云々。

その十七條に「所有權は不可侵にして且つ神聖なる權利 (La Propriété étant un droit inviolable et sacré) なるが故に法律により公の必要が明に之を要求することを認定し且つ豫め正當なる賠償をなすの條件の下に於てするにあらざれば之を奪ふことを得ず」。

即ち人はその出生に於て自由と平等とに於て生れ自然的能力の差別によるの外、人爲的差別を附せらるることなかるべし。人類の身體自由名譽財産等に對する自由と安全とを護ることは凡ての政治的結合の目的にしてこれらは各人の天賦の權利なれば何人によりても奪はるることなし……と云ふのである。

要するにこの宣言は各人の人格の保護を目的とするものである。フランス革命の標語は自由と平等と友愛の三者であつた。茲に友愛とは一切の人人に對する好意であり同情であり奉仕でなければならぬ。自由と平等——之は所謂デモクラシーの根本觀念をなすもので

實に近代思潮の中心中核をなすものである。即ちこの人權宣言により明にされた法律思想は法律の社會化に對する新機運新趨勢の傾向である。

自由は大別して之を自然的自由、物質的自由、人文的自由の三種となすことが出来る。自然的自由とは衝動の誘發する自然的欲求を無反省的に充足することを云ひ之は物質的、感覺的、自我觀に基くものである。物質的自由とは人間が自我に醒めて最初に要求する自由で自由の最も單純なるもので之は物質的自由觀に基くものである。人文的自由とは理知理性良心の命するところにより毅然として眞我の要求を貫徹する自由——態度である。例へば生命身體財産に關する自由、宗教上の自由、社會上の自由、教育上の自由、政治上の自由等の如きはそれである。自由は之を法律的に云ふならば正當なる行爲をなし得る權利である。メキシコ憲法第二條には「凡て人は生れながらにして自由なるものとす」云々と規定してゐる。

平等は之を大別して法律的平等、政治的平等、社會的平等、經濟的平等、自然的平等、宗教的平等、人格的平等となすことが出来る。法律的平等とはすべての國民は法律上均等なる保護を受くべく人により法を二三にせぬことである。佛國人權宣言六條、獨逸憲法百九條、ベルギー憲法六條、チエックス・ボキア憲法百二十八條、奧國憲法六條、瑞西憲法四條、トルコ憲法十七條、ユーゴスラフ憲法四條、ダンチツ自由市憲法七十一條、フィンランド憲法五條、ポーランド憲法九十六條等は何れもみな「凡ての公民は法律の前に平等なり」

と規定してゐる。政治的平等とは所謂參政權の平等である。社會的平等とは人間が社會生活を営む上に於ける機會の均等である。即ち門地財産等により社會的階級なきことである。經濟的平等とは財産も生産も消費も共に平等均分にしなければならぬと云ふのである。然て能力の相違を無視することは自然に反することである。自然的平等とは人は生れながらにして平等なりと云ふことである。宗教的平等とは人間は宗教的存在としては凡て佛性又は神性を有してゐるから人間としては平等なりと云ふことである。人格的平等とは人はみな人格としては平等なりと云ふことである。ペンタムは各個人は一人として數へらるべく何人も一人以上に數へらるべきではないと云ふたのは又之を人格的平等を云ふものとも解することが出来る。前記法律的、自然的、宗教的平等は何れもみなこの人格的平等の觀念に含まるべきものである。平等はその觀念によりその他種々に區別し得べきも眞の意義に於ける平等は人格の平等と機會の均等に於て初めてその妥當性を見出すことが出来るのである。

一は人格の平等——之は彼のローマ法の根本精神である「凡ての人は生れながら平等である」(Omnes homines nati aequales sunt)に當りフランス人權宣言一條も之に當り一七七六年七月四日の北米合衆國獨立宣言の「人はその生るるや平等である」に該當するものである。二は機會の均等適材適所である。之はシンドニウエツプ氏の「社會の各人が公明正大なる機會をもちその各人が天賦の才能を發揮する

機會をもつことを要求する」に該當するものである。

今この自由と平等とを比較すれば近代思潮は自由よりも平等に重きを置いてゐる様である。大體論から云ふならば平等は寧ろ強制に重きを置き自由は干渉を排除する。ここに自由と平等との矛盾がある。平等を現實化せんとすれば自由を犠牲にせねばならず自由を確保せんとすれば不平等を忍受せねばならない。互に矛盾する自由と平等——之を同時に欲求獲得せんとする現代人はこのジレンマに苦惱してゐる。現代の社會思潮の特徴は政治上經濟上自由よりも寧ろ平等に重點を置いてゐる様である。

人生の理想は人格の實現にありと云ひ教育の目的は人格の養成にありと云ふ。

「人間の人間らしさ」私共は之を稱して人格と云ふ故に人格は人の人たる所以の資格である。人格なる觀念は個人的自主的の理性又は自由であり寧ろ個性の統一自我活動の統一とも云ふべき統一調和的觀念である。

然らば人格の本質如何と云ふ問題が起つてくるのである。心理學者は人格の本質を説明して知情意の統一的本體であると云ひ、倫理學者は人の倫理的性質であると云ひ、哲學者は合理的自主的又は獨立自存の精神生活なりと云ひ、法律學者は權利義務の主體であると説くのである。人格の主要なる内容的標識は自由平等自覺責任である。要するに人格——それは人間の人間らしさ、人の人たる所以の資格である。

人は何人からも自己の生命、身體、自由、名譽、信用、健康、勞働力を始めとして姓名その他自

己表彰の方法例へば肖像、音聲、創作、發明、思想、感情、商標、商號——人格に對し他の何人よりも冒侵せられない權利、利益を持つてゐる。各人は凡てみな安全に自己の人格を維持し主張し違法不當にその自由活動發展を妨けられない特權をもつてゐるものである。

この人格權の思想が法律上認識せらるる様になつたことは第十六世紀以後の宗教革命にその端緒を發してゐることは前述した如くである。前に述べたフランス革命の「人權宣言」は大別して之を四つの方面に於て要求されるのである。即ち

(イ) 各人の生命身體(肉體)健康に對する自由と安全との保障……自由權(身體の自由權、居住移轉の自由權、住所の不可侵權その他)

(ロ) 各人の精神生活の自由と安全との保障……自由權(宗教道德に關する人格權所謂精神上の自由、發明創作その他精神的勞作の保護)

(ハ) 政治社會經濟生活を営む人類として其の自由と安全との保障、名譽信用の重んぜられ竝に秘密の保たるべき保障……(信用權、名譽權、營業職業の自由權、教育の自由權、婚姻の自由權、契約の自由權、商號權、商標權、肖像權、音聲權、秘密權、氏名權、言論、著作、思想、趣味、印刷、集會、結社の自由權、請願權、訴願權、參政權等)

(ニ) 所有權の不可侵……財産に對する保障である。

各人の生命身體(肉體)健康に對する自由と安全との保障……自由權

自由權とは廣義に之を解するならば私共の身

體生命健康等に對し違法に他の何人よりも侵害せられない自由を汎稱するものであるが、憲法上臣民の權利としての自由權は臣民が法律の規定によるにあらざれば制限せられない自由の範圍を有する權利である。

A. 身體安全の自由權

身體安全の自由に就ては英國大憲章卅九條獨逸憲法百十四條、佛國人權宣言七條、北米合衆國修正增補憲法四條及五條、ベルギー憲法七條、伊太利憲法廿六條、日本憲法廿三條等に規定してゐる。

日本憲法廿三條 日本臣民は法律によるにあらずして逮捕、監禁、審問、處罰を受けることなし

獨逸憲法百十四條 人身の自由は侵さるる() (die Freiheit der person ist unverletzlich) 公の權力により人身の自由を侵害し又は剝奪するは唯だ法律の定めある場合にのみ之をなすことを得云々

英國大憲章卅九條前段 凡そ自由民は同列の適法なる判決に基くか又は國法によるの外妄りに逮捕若くは監禁せられ或は法外に置かれ或は追放せられ其他何等の方法に依るを問はず苟も毀傷せらるることなし (no free man shall be taken or imprisoned or disposed, or outlawed, or banished or in any way destroyed, except by legal judgment of his peersor by the law of land.)

無聲の産業革命の熾熱した當時の英國の工業地帯に於ける勞働者に對し殊に年少男女工の怠惰を防ぐために金の鞭を用ひ又は逃亡を防ぐためにその足に鎖を結びつけたと云ふこと

は大憲章の實施せられてゐる憲法治下に於て公然に行はれて居つたと云ふことは殆んごすべての工場産業史の私共に傳ふところである。然るに當時の英國の人人は殆んごかかる事實を看過し怪しまなかつたのである。

現代に於ては工場、鑛區、作業所、會社、商店、銀行等の就業規則に於て勞働者被傭者の生命身體、自由、名譽、健康……人格に對し違法不當な拘束制限を加へることは絶対に容認されないものである。換言すれば工場鑛區作業所等に於てはその作業團體の秩序維持、作業緊張、能率増進等のため例へば作業時間中の喫煙、飲酒、談話の禁止その他持場を濫りに離るることの制限禁止、就業退場等に關し種種なる規定を設くることの必要なるは團體生活上必然なことであるが要するに不當違法に個人的人格に對し拘束制限壓迫を加へることは絶対に許されないことである。

大正十年八月六日埼玉縣の某コール天加工工場の某工場主が自己の雇傭にかかる某某四人の少年工が怠業をなしたりと云ふ故を以て同日夕刻同工場の作業所内に荒縄を以て右某某四人の少年工の両手を背面に順次に縛つたまま一時間半許り同所に放置したと云ふ事實があつた(大審院判示の事實)。ためにその工場主は刑法の不法逮捕監禁罪に問はれ控訴上告して大審院の法廷で争つたのである。被告なる工場主の辯護人は「凡そ幼年者を使用するものは之に對して慈悲溫情を以て指導誘掖すべきは論を俟たないが、之を善導するためには監督懲戒をも爲さざるべからざるは當然の筋合ひであれば云云」と辯護致しました。然るに大審院はそれに對し次の様な判示を下し

たのである。(大正十一年三月十一日刑事第三部判決例集一卷二號)

「一」民法上の雇傭關係にありては使用主は勞務者に對して勞務の供給方法に關し指揮を爲すことを得べしと雖も勞務者の身上に懲戒を加ふることは勞務者の未成年者なると否とに拘はらず民法その他の法令に於て認められざる限りなり」

二「斯く雇主は未成年の雇人に對し當然懲戒を行ふ權利がないから雇人が作業を怠りたるの故を以て之を制縛するときは不法逮捕罪を構成す」

右大審院の判決によつても明白なる如く雇主はその雇傭せる勞働者被傭者の身上に懲戒を加ふことは敢て勞働者被傭者が未成年者であるか否かについては關係がないのである。それ故に不法違法に人を逮捕し監禁したものは不法逮捕監禁罪に問はれ、被害者は加害者に對し損害賠償を請求する權利が生ずるのである。

次に勞働を目的とする契約は通常長期間に亘つて勞務を提供するものである隨つて長期に亘つて人身を拘束する契約は往々にして義務者に於て苦痛を感ずることが多いものであるこのあり得べき事實に鑑み近世の法制は契約締結の當事者が具體的に如何なる意思表示をなして居つても一定期間を経過した後は何時でも勞働者は雇傭契約又は勞働契約の解除の意思表示をなすことが出来る様になつてゐるのである。

日本民法六二六條 雇傭の期間は五年を超過し又は當事者の一方若くは第三者の終身間繼續すべき時は當事者の一方は五年を経過

したる後何時にても契約の解除をなすことを得。但しこの期間は商工業見習者の雇傭に付ては之を十年とす云云。

獨逸民法の六二四條には商工業者は五年となつてゐる。

要するに勞働者被傭者の人格の拘束制限は假令そこに絶對的自由は望まれぬにしてもなるべく合理的妥當性の上にたせ身分的從屬關係を生ずる雇傭勞働契約に於て期間を短縮することは望ましいことである。

B. 居住及移轉の自由權

日本憲法廿二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

獨逸憲法百十一條 凡て獨逸人民は國內に於て移轉の自由を有す (alle deutschen genesen freizügigkeit im ganzen Reiche) 何人も國內の任意の地に滞在し又は定住し () jeder hat das Recht, sich in beliebigen Orte des Reichs aufzuhalten und niederzulassen.) 土地を取得し各種の營業をなす權利を有す之に對する制限は國の法律によることを要す

獨逸憲法百十二條一項 凡この獨逸人民は獨逸以外の諸國に移住する權利を有す (jeder deutsche ist berechtigt, nach ausserdeutschen Ländern auszuwandern) 移住は唯だ國の法律によりてのみ之を制限することを得

其他居住及移轉の自由に就ては英國大憲章卅九條後段、全四十二條、同權利請願三條四條、北米合衆國憲法一條九節一項、奧國憲法十條三號、瑞西憲法四十四條、四十五條等の規定するところである。

C・住所に侵入せられ及搜索せられざる自由
權……住所不可侵權

日本憲法廿五條 日本臣民は法律に定めたる
場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入
せられ及搜索を受けることなし

獨逸憲法百十五條 凡ての獨逸人民の住所は
その者の安住所 (Heimstätte) にして之を侵

ざるることなし之に對する例外は唯だ法律
の定ある場合にのみ許さる

ベルギー憲法十條 住所は之を侵すべからず
家宅の搜索は法律の定むる場合に於て且つ

法律の定むる形式によるにあらざれば之を
行ふことを得ず

北米合衆國増補修正憲法四條 故なくしてそ
の身體家宅文書及家財を搜索せられざるの

人民の權利は之を侵すべからず云々
その他住所不可侵權に關しては英國大憲章卅

九條後段、同權利請願六條、佛國一八四八年
憲法三條、伊太利憲法廿七條、和蘭憲法百五

十八條等に規定するところである。
D・法律に定めたる裁判官の裁判を受ける自

由權 (裁判請求權、裁判の自由權)
日本憲法廿四條 日本臣民は法律に定めたる

裁判官の裁判を受ける權を奪はるることな
し

佛國一八四八年憲法四條 何人も正規の裁判
官の裁判を奪はるることなし

獨逸憲法百五條 ……何人も法律の定むる裁
判官の裁判を受ける權利を奪はるることな

し (Niemand darf seinem gesetzlichen
Richter entzogen werden) 云々

ベルギー憲法八條 何人もその意に反して法
律の指定する裁判官の裁判を受けるの權を

奪はるることなし

その他裁判官の裁判を受ける自由權に就ては
英國大憲章卅四條同權利請願七條八條十條、

同權利典章一條五項三號、北米合衆國増補修
正憲法六條、埃國憲法八十三條三項、瑞西憲

法五十八條、伊太利憲法七十一條、和蘭憲法
百五十六條等に規定するところである。

E・勞働力の保護に關する權利

物財即ち財産所有權が憲法によつて生命身體
自由名譽健康等——人格と等しく保護し保障

せらるゝならば勞働力を唯一最終の資本とし
て生きたがためには飽く迄も働いて食はねば

ならない勞働者被傭者商業使用人徒弟等の所
謂勞働階級の人人の勞働力も亦保護せられね

ばならないことは自明の道理である。然るに
フランス革命の人權宣言をはじめ從來世界何

れの國の憲法その他の法律に於て勞働の保護
に關する規定はなかつたのである。

法律上勞働力を保護せよと叫び出したのはア
ントンメンガー氏の「民法と無產階級」(Anton

menget, das bürgerliche Recht und die
besitzlosen volksklassen 一八九〇年一版)で

ある。
而してこの書思想は實に第十九世紀勞働立

法の中軸中心をなした思潮である「勞働力は
國の特別の保護を受く」[die arbeitkraft steht

unter dem besonderen Schutz des Reichs]と

は獨逸憲法百五十七條一項の規定するところ
である。その他勞働力の保護に就てはポーラ

ンド、ユーゴスラヴ、フィンランド、オシ
ア、瑞西等の憲法の保障するところであり又

ベルサイユ和平條約第十三章に規定するところ
である。(勞働力の保護に就ては後に述ぶる

ところに譲る)

各人の精神生活の自由と安全との
保障……自由權

A・宗教道德に關する人格權……精神上の自
由

人は唯だパンのみにて生くるものではなく最
少限度に於ても精神生活に對する要求が重ん

ぜられなければならないと云ふことは今更論
する迄もないことである。

苟も人間である限り生命身體に對する不可侵
權と等しく宗教道德に對し道德的の情操宗教

的の渴仰に自由を與へることは蓋し現今文化
人當然の權利であり又國家より適當に保護せ

らるべきは自明の道理である。
日本憲法廿八條 日本臣民は安寧秩序を妨け

ず及臣民たるの義務に背かざる限りに於て
の信教の自由を有す

茲に信教の自由とは國家が直接間接に宗教の
信仰につき強制せられないことを云ふのであ

る、故に信教の自由には信仰の自由、宗教的
行爲の自由及宗教的結社の自由の三者を含む

ものである。我國に於ては信教の自由は法律
を以てする必要なく命令を以てなしうるが故

に憲法第二章に規定する他の自由權に比し憲
法上の保障薄弱である。

獨逸憲法百卅五條 國內のすべての住民は完
全なる信教及良心の自由 (volle Glaubens

und Gewissensfreiheit) を享有す。宗教上
の行爲をなしうることは憲法之を保障し國

邦之を保護す一般の法律は本條によりその
効力を妨けらるることなし

北米合衆國増補修正憲法一條 議會は宗教の

設立に關する法律又は宗教の自由なる信仰
を禁止する法律を制定すべからず

瑞西憲法四十九條 良心の自由及信仰の自由
は侵すべからず云云

ポーランド憲法百十一條 良心及宗教の自由
はすべての所屬民に保障せらる

和蘭憲法百六十七條 凡て各人はその宗教上
の意見を奉ずるは絶對的に自由とす云云

その他宗教の自由に就ては佛國人權宣言十條
英國權利典章一條二項六號及三項等に規定す

るところである。(未完)

~~~~~

(本欄學生彙報)——前號掲載誤れ——

## ア式蹴球部報

對大阪外語——關西學生ア式蹴球リーグ大阪  
外國語學校との試合は十一月十七日天王寺師

範校庭で舉行、七對一で本學優勝す。  
對日米聯合軍——大阪毎日新聞社主催日米聯

合軍對本學野球戦は十一月二十二日午後二時  
三十八分甲子園で開かる。審判クイグレ

ー、二出川二氏。五回までに敵軍は引續き六  
點を入れたため、六回裏本學一舉三點を舉

げたけれども逆戦することを得ず、遂に十對  
三で本學の惜敗に歸した。

## 千里山庭球報部

對大阪藥專——大阪時事新報社後援大阪大學  
高等專門學校秋季庭球リーグ快勝戰大阪藥專

との試合は、十一月二十三日午前十時より本  
學コートで舉行、八對一で本學の勝となり、

本學は引續き優勝するところとなつた。

學 內 報

第三學年本學期授業終了

本學年度學部各科並びに専門部各科第三學年授業左の通終了した。

學部各科第三學年 一月十九日

専門部各科第三學年 一月三十一日

學部卒業試験施行

本學年度學部各科卒業試験を左の通施行した。  
二月一日より二月二十三日まで

専門部卒業試験施行

本學年度専門部各科卒業試験を左の通施行した。  
二月八日より二月二十二日まで

教員會開催

去月十四日(月)午後三時より千里山學舍ラフ・ハウスにて教員會開催、次年度學部入學試験ならびに大學豫科入學試験に關して協議するところがあつた。當日決定要件及び出席者は左の通りであつた。

決定要件

一、大學豫科試験科目決定

二、同問題出題者決定及採點擔任者決定

三、學部入學試験科目決定

四、同問題出題者及採點者決定

五、受験参考書に關する件決定

出席者—賀來俊一、野村次夫、木村健助、大立目重虎、加藤金次郎、田邊信太郎、水谷揆一、武内省三、矢口孝次郎、小泉孝治、新町徳之、河村信一、堀正人、大坪一、安藤光、河村宣介、岩崎卯一、

來學年度學生募集

正井敬次、片山正直、所勇(以上諸氏、順序不同)  
昭和四年度の本學學生を左記の通募集するに決定した。

學部各科第一學年

出願期間—三月一日より四月六日まで

試験期日—四月八日及九日

試験科目—英・佛・獨語の中一、及び論文、法律問題、經濟問題、文學問題の中一

試験場所—關西大學千里山學舍

成績發表—四月十二日(通知)

募集人員—未定

大學豫科第一學年

出願期間—二月十五日より四月四日まで

入學試験—四月五日及六日

試験科目—英語(英文和譯・和文英譯)又は佛・獨語。作文(日本作文)。數學(代數又は商業算術)。

試験場所—關西大學千里山學舍

成績發表—四月十日(通知)

専門部各科第一學年

出願期間—二月二十日より三月三十日まで

入學試験科目—A學則第十條の資格を有する者

英語(英文和譯)作文(邦語)

B學則第十一條に該當する者

國語・漢文・日本地理・日本

歴史・算術・英語(英文和譯)

試験期日—四月二日及四日

試験場所—關西大學福島學舍

成績發表—四月十日午後四時

矢島學生監文部省主催

體育協議會に出席

去月二十九日より四日間東京外國語學校にて

開催された文部省主催全國大學高等專門學校體育協議會に、本學よりは學生監矢島彪氏出席し、協議に連なる所があつた。委細は別項同氏談として記載發表の豫定である。

本學教職員新年宴會

去月十四日午後五時より大阪ビルディングに



本學總理故事岡太郎氏葬儀

於いて恒例の本學主催教職員新年宴會が開かれた。宴に移るに先つて仁保學長立つて主催者の挨拶を述べ、全學一致、學運の隆昌に努力すべく相互親和を説き、現下の思想問題に言及し、一層注意を要すべき事を述べ尙當日は教授村上喜貞氏歸朝歡迎を兼ねたる點に就ても挨拶するところがあつた。次いで村上教授これに答へ挨拶あり、小泉教授、教職員一同を代表して謝辭を述べるところあり、各自宴に移り、十分の歡を盡して同八時散會した。因に當日出席者は左記の通りであつた。

仁保龜松、増山忠次、喜多村桂一郎、垂水善太郎、白川朋吉、大鐘彦市、山口房五郎、岩崎卯一、石濱純太郎、一海景宵、原田鹿太郎、馬場三太郎、堀正人、徳尾俊彦、富田仲次郎、豊岡佐一郎、所勇、大立目重虎、大坪一、和田予一、大山彦一、賀來俊一、金井正夫、神宅實壽恵、河村信一、加藤金次郎、河村宣介、賀屋俊雄、片山正直、神田外茂夫、吉田一枝、田邊信太郎、武内省三、辰巳經世、高橋盛孝、高橋爲一郎、瀧澤喜子雄、中村野村次郎、中谷敬壽、村上喜貞、武藤勇、上野慎吉、野村次夫、野口正造、野村謙敏、山口造酒、矢口孝次郎、矢島彪、正井敬次、藤田俊克、アル・ティ・フィンチアー、小泉孝治、香坂次郎、安藤光、木村頑橋、木村健助、三枝樹正道、水谷揆一、溝江亮一郎、篠田栗夫、新町徳之、廣瀬淨恵、平松憲夫、平林治徳、平井淳一郎、關豐馬、鈴木富太郎、松山藤雄、田川七郎、木戸卯之助、桂忠雄、松崎義盛、霜村盛卿、若松新吾、田所留三、山本順應、廣澤政太郎、遠藤銀、宮田平三、鳥山道雄(以上諸氏—順序不同)

昭和三年度大學祭費決算報告

一金參千五百圓也

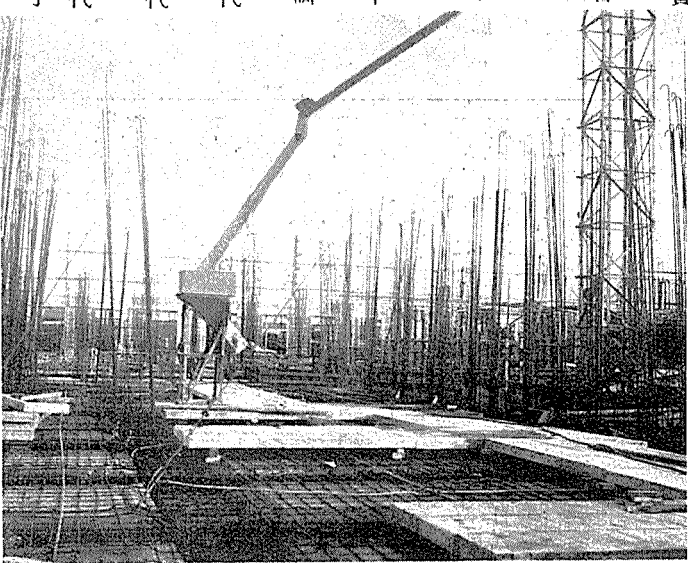
總計費

內 譯

一金五百八拾五圓 接待費(學校ノ分)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 金六百拾五圓   | 接待費(學生ノ分)       |
| 金五百五拾圓   | 運動競技費           |
| 金五百圓     | 設備費             |
| 金六百圓     | 宣傳及印刷費          |
| 金五拾圓     | 音樂會費            |
| 金五拾圓     | 衛生費             |
| 金七拾圓     | 記事費             |
| 金壹百九拾圓   | 講演會及催物費         |
| 金九拾圓     | 展覽會費            |
| 金百五拾圓    | 庶務會計交涉費         |
| 金百五拾圓    | 風俗行列費           |
| 金五百八拾五圓也 | 大學祭費支拂明細書       |
| 內譯       | 接待費(學校ノ分)       |
| 金百五拾圓    | 來賓辦當百五十個(つるや拂)  |
| 金百六圓     | 同 百個            |
| 金七拾圓四拾錢  | (大軌食堂拂)         |
| 金貳拾圓     | 印刷代及封筒代         |
| 金五圓七拾六錢  | (中島印刷拂)         |
| 金貳拾參圓拾錢  | 來賓贈呈新聞代         |
| 金四拾圓參拾壹錢 | 來賓電車切符代         |
| 金九圓貳拾五錢  | 案內狀發送切手代        |
| 金五圓七拾五錢  | 當日及翌日小使給仕辦當代    |
| 金四拾七圓    | 天六出張員(切符係)辦當代   |
| 金四圓五拾錢   | 當日及翌日跡片付小使給仕心付  |
|          | 電車賃外雜費、鎌田小使外四人拂 |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 金八拾壹圓   | 學生追加辦當三百二十四個    |
| 金貳拾圓    | 生花代             |
| 金六百拾五圓也 | 以上 差引金壹百圓九拾參錢殘金 |
| 內譯      | 接待費(學生ノ分)       |
| 金五百七拾五圓 | 辦當代二千三百個        |
| 金參拾圓    | 接待係旅費食費其他雜費     |



會學部門專學本の申事工築新

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 金六圓           | 印刷費                |
| 金拾七圓          | 中等學校リレー選手招待費       |
| 金參圓           | 通信費                |
| 金參拾四圓貳拾五錢     | 運動競技設備費            |
| 金七拾貳圓         | 運動場修理費             |
| 金貳拾九圓拾五錢      | 雜費                 |
| 金五百圓也         | 設備費                |
| 內譯            |                    |
| 金五拾圓          | アーチー基代             |
| 金四拾八圓         | テント五個所設備費          |
| 金五拾五圓         | 萬國旗八方引一旒           |
| 金拾圓           | 草履三百足代             |
| 金八拾圓          | 花火五拾本              |
| 金拾五圓          | 立札拾五本              |
| 金拾五圓          | 金屏風壹双借賃            |
| 金四拾七圓五拾錢      | 道路幕張百五十間分借賃        |
| 金四拾五圓         | 人夫賃                |
| 金拾五圓          | 徽章代(委員及學生不足分)      |
| 金拾五圓          | 樂隊謝禮               |
| 金拾圓           | 夜警費                |
| 金拾六圓          | 反物九反代(青、赤、白、青モスリン) |
| 金貳拾參圓         | 場內取締詰所四箇所設備費       |
| 金七圓八拾錢        | 運動用テーフ代            |
| 金七圓貳拾五錢       | 藥罐拾五個代             |
| 金參拾六圓貳拾五錢     | 雜費                 |
| 以上 差引金拾圓八拾錢不足 |                    |
| 金六百圓也         | 宣傳及印刷費             |
| 內譯            |                    |

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 金四百參拾四圓         | 印刷費(松井印刷所拂)       |
| 金貳百貳拾六圓參拾錢      | 宣傳費               |
| 以上 差引金六拾圓參拾參錢不足 |                   |
| 金貳拾五圓           | 丸善書店ヨリ宣傳費へ寄附金     |
| 金拾圓             | 千里山給品部ヨリ宣傳費へ寄附金   |
| 金貳拾圓            | 難波洋服店ヨリ宣傳費へ寄附金    |
| 以上 差引金五圓參拾參錢不足  |                   |
| 金五拾圓也           | 音樂會費              |
| 內譯              | 衛生費               |
| 金貳拾圓            | 谷口醫師謝禮            |
| 金拾圓             | 看護婦謝禮             |
| 金五圓             | 車夫心付              |
| 金六圓             | 學生治療費十二名分         |
| 金參圓             | 水野正成氏處置料          |
| 金四圓貳拾五錢         | 洗サラサ五本代           |
| 金壹圓八拾錢          | 雜費                |
| 以上 差引五錢不足       |                   |
| 金五拾圓也           | 記事費               |
| 內譯              |                   |
| 金貳拾五圓           | 號外發行費及編輯新聞五千部配付補助 |
| 金拾圓             | 寫真代               |
| 金五圓             | 交通費及雜費            |
| 金七拾圓也           | 講演會及催物費           |
| 內譯              |                   |
| 金貳拾六圓九拾錢        | 講演會費プログラム代        |
| 金四拾參圓拾錢         | 記念寫真代其他雜費         |
|                 | 演劇費道具代、衣裝代其他雜費    |

一金壹百九拾圓也

內譯

展覽會費

金壹百六拾圓

展覽會各部補助

金參圓四拾錢

休憩室設備費

金壹圓五拾錢

文房具

金貳拾圓五拾錢

宿直費

金貳圓七拾錢

晝食費

金四圓五拾錢

蒲團代二十五枚

金六圓五拾錢

人夫賃

以上

差引金九圓拾錢不足

金拾圓

夜警費へ設備費ヨリ補

助再度差引金九拾錢殘金

一金九拾圓也

庶務、會計、交渉費

內譯

金五拾圓

千里山ノ分

金四拾圓

專門部ノ分

千里山ノ分內譯

金參拾圓貳拾錢

交渉費

金參圓

庶務費

金壹圓五拾錢

設備費

金拾五圓貳拾九錢

千里山給品部支拂

福島ノ分內譯

金拾圓

賣店係矢谷主任渡

金拾圓

庶務係片山主任渡

金五圓

白髪代表委員渡

金參圓七拾錢

音樂係春名主任渡

金六圓拾參錢

青木代表委員渡

金六圓五拾九錢

食費、通信費、雜費

以上

差引壹圓四拾貳錢不足金

一金百五拾圓也

風俗行列費

內譯

金六拾九圓

專門部假裝行列費

金六拾九圓

豫科假裝行列費

金拾貳圓

入湯費

以上

右報告候也

昭和四年一月

大學祭會計主任 田所留三

### 教職員住所移動

講師磯部喜一氏 今般左記へ移轉された。

大阪市住吉區天王寺町二一三五

講師本莊鐵次郎氏 今般左記へ轉居された。

大阪府三島郡千里山住宅二〇九

教授村上喜貞氏 先般左の通り轉居された。

京都市北野白梅町衣笠園内

講師矢口孝次郎氏 左記へ轉居された。

大阪府三島郡吹田町土井一〇八四

### 教職員動靜

講師本莊鐵次郎氏 過日令嬢御誕生の由。

### 山岡總理事の葬儀

前號學內報に一部所報の通本學總理事故山岡順太郎氏の葬儀は去る十一月二十九日天王寺本坊に於て執行されたが、生前氏が關係されてゐた諸會社、學校、諸社會事業團體等は勿論一般會葬者數千名に達し、極めて莊嚴なる盛儀であつた。當日午前十時半より遺族、親戚、近親者の告別式が行はれ、本學よりは増山事務理事代表として弔辭を捧げ、學生代表亦弔文を朗讀する所があつた。次いで同午後一時より一般會葬者の燒香あり陸續として詣者絶えず、空前の盛んなる送葬の儀であつた。本學側よりは各理事並に教職員一同葬儀委員として終始式に連なり、學生は學生監引率の下に堵列して參拜燒香した。午後五時式後靈

柩は阿部野新齋場に移され、本學附屬第二商業學校生徒一同堵列敬禮の中に、讀經あり次いで茶點に附された。

客ノ充實ニ努メ 大正十二年更ニ學長ヲ兼ネ 本學ノ樞機ヲ總攬シ 後學長ノ職ヲ他ニ讓リシモ 尙總理事トシテ絶エズ本學ノ爲ニ盡瘁セラレタリ

昭和三年十一月二十六日關西大學總理事山岡順太郎君忽然トシテ逝ク嗚呼悲哉 君資性溫厚篤實英邁果敢 寬容人ニ待チ端莊已ヲ持ス 氣宇潤達 彼我ヲ分タズ 然モ細心事ニ方リ 周密計ヲ廻ラス 德風燦トシテ萬人ノ齊シク景仰スルトコロタリ 蓋シ君ガ天成ノ偉器 天衣無縫ノ美ヲ濟シ 龍瓏タル性格 慈惠溢ルルガ如キ至情ノ映ズルトコロタラズンバアラズ

然モ本學ノ前途ニ就テハ尙君ノ力ニ俟ツモノ渺カラザルヲ以テ 曩ニ君ノ病褥ニ臥スヤ 吾人ハ本學六千ノ學徒ト共ニ 快癒ノ一日モ速カナラムコトヲ祈リシニ 天遂ニ壽ヲ君ニ籍サズ 蓋焉トシテ易實セラル英姿遂ニ在ラズ 慈顏復見ユルヲ得ズ 悲痛何ゾ堪エン

出テ 明治二十五年職ヲ遞信省ニ奉ズ 後幾許モナクシテ官ヲ辭シ 同三十一年大阪商船會社ニ入り累進シテ取締役副社長ニ任ズ 君ガ華城財界ノ重鎮トシテノ聲望ハ年ト共ニ重キヲ加ヘ 大阪鐵工所社長 大阪商業會議所會頭トシテ大戦後ノ財界ニ活躍セル外 日本電力株式會社ヲ創設シ 入リテ社長トナリ 全力ヲ舉ゲテ社運ノ興隆ニ資シ 其他重要ナル諸會社ノ經營ニ參シ我ガ財界ニ貢獻セル所洵ニ大ナルモノアリ

唯吾人ハ君ノ遺芳ヲ酌ミ 遺志ヲ體シテ本學ノ向上進展ニ努メ 以テ君ノ鴻恩ニ酬ムコトヲ期ス 今ヤ幽冥境ヲ異ニスト雖モ翼クハ英靈長ヘニ本學ヲ愛護セムコトヲ謹ンデ蕪辭ヲ陳ネ 哀悼ノ微意ヲ表ス

然モ育英事業ニ於ケル君ノ功績ハ吾人ノ最モ景仰スル所ニシテ 殊ニ我ガ關西大學ノ爲ニ力ヲ盡スコト最モ大ナルモノアリ 願ミレバ君ガ關西大學擴張後援會長トシテ本學中興ノ業ニ當リシハ實ニ大正九年ニシテ 爾來君ハ夙夜本學校運ノ隆興ニ努メ一日ヲ空ウセズ 大正十一年本學總理事ノ職ニ就クヤ 親シク育英ノ任ニ膺リ 専ラ内

本學學生總代弔辭 昭和三年十一月二十六日頃私共學生生徒ノ敬愛セル關西大學總理事山岡順太郎先生ノ訃報突トシテ傳ヘラレ私共學生生徒ノ驚キト悲シミハ何物ニモ譬ヘヤウノ出來ナイ所ノモノガアリマス

### 關西大學事務理事 増山 忠次

本學學生總代弔辭 昭和三年十一月二十六日頃私共學生生徒ノ敬愛セル關西大學總理事山岡順太郎先生ノ訃報突トシテ傳ヘラレ私共學生生徒ノ驚キト悲シミハ何物ニモ譬ヘヤウノ出來ナイ所ノモノガアリマス



充實セルモノアリ又近ク昭和四年度ニハ長柄ノ地ニ専門部ヲ初メトシテ關西甲種商業學校ト關西大學第二商業學校トノ移轉ヲ見ルニ至ラントシテ居マス

云フ迄モナク此等ハ皆先生ノ御盡力ノ賜ナルコトハ世人周知ノ事實デ私共學生生徒ノ深く深く感銘シテ忘ルル能ハザル所デアリマス

先生ハ關西大學ヲ今日ノ隆盛ニ導カレタル偉大ナル功績ノ外ニ尙實業界ニ於テ樹立サレタル功績ニ至リテハ更ニ更ニ大ナルモノガアリマシテ我邦實業界ノ巨頭トシテ萬人ノ瞻仰スルノモ亦偶然デハアリマセン

私共學生生徒ガ將來社會ニ出ヅルノ日ニ學ブベキ多クノモノガアリマス

先生ガ生前畏キ邊リヨリ高キ位記ヲ賜マハリタルモ亦宜ナリト言ハネバナリマセン茲ニ本日私共學生生徒先生ノ御葬儀ノ末ニ列シテ仰イデ先生ノ御德ヲ稱ヘ奉リ謹ミテ弔意ヲ表スルニ方リ先生ノ在リシ日ノ慈父ノ如キオモカゲヲ思ヒ浮ベマスレバ洵ニ斷腸ノ念禁ズル能ハザルモノガアリマス願ハクバ先生ノ靈來リテ御享ケアソバサレシ事ヲ

昭和三年十二月二十九日

關西大學學生生徒總代

藤田日出夫

本學前幹事長野村吉藏氏の訃

本學前幹事長野村吉藏氏は去月十九日午前二時腦溢血にて昏倒された。報に依り本學より増山事務理事以下職員多數見舞ひ恢復を祈つたが、百方手當の甲斐もなく、遂に同午後六時三十分逝去された。謹んで哀悼の意を表する次第である。

山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。諸昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高德を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるものが御座います。就いては今回故人の功徳を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。何卒微衷を諒とせられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申上げる次第で御座います。

敬具

關西大學理事 仁保 龜松  
同 喜多 村 桂 一  
同 增山 忠 太  
同 垂水 善 朋  
同 白川 房 五  
同 山内 彦 作  
同 武鐘 市  
關西大學監事 大

記

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大方各位の寄附に仰ぐこと、但し釀金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、釀金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

# 校友彙報

## 關西大學商會春季例會

大正十五年度專門部商業學科出身者によつて組織せられる商交會に於いては、春季例會を一月十二日午後七時より堂ビルつるや食堂で開催、會するもの實に五十五名の多きに及び豫期以上の盛會であつた。定刻幹事の開會の辭に次ぎ本會將來の方針に關し種種協議する所あり、終つて會員各自の五分間演說等に移り、興味盡くる所なく、歡談に夜の更くるのを知らず非常なる盛會裡に閉會した。

## 校友動靜

藤本 龜氏(天二專法) 今般大阪朝日新聞社福岡通信局より岡崎通信所主任に榮轉。  
楠野 泰夫氏(天二法) 曩に行はれた堺市會議員選舉に出場當選の榮を荷はれた。  
竹崎 米吉氏(天二法) 目下大分縣内務部庶務課長の職に在る由。  
川西千次郎氏(昭二大經) 鐵道省北海道建設事務所に奉職。  
藤本 卯吉氏(昭三大法) 目下米國留學中、留守宅を次の如く變更、住吉區天王寺町一四五〇。

## 校友住所移動

平井 吉春(天二專商) 西淀川區海老江上三丁目  
松本標四郎(昭四四法) 北區堂島中二丁目三二  
藤井 迪夫(天二五專商) 東成區南島町二〇  
中村源次郎(天二九法) 堺市大町東一丁目  
阪下 德道(昭四三法) 東京市芝區二本榎一ノ六〇  
石黒 純(天二二專) 府下豐能郡北豐島村大字野八六

|             |                      |             |                   |
|-------------|----------------------|-------------|-------------------|
| 神吉 薰次(天二二專) | 神戸市菅原通三丁目三           | 峰浦 重起(天二四專) | 港區新池田町三丁目六ノ六      |
| 酒原平太郎(昭三專)  | 此花區吉野町一丁目一四六         | 笠井 毅(天二四專)  | 東成區平野町宇西脇         |
| 大社正義方       |                      | 馬場 紀夫(天二四專) | 西宮市産所町二〇五二        |
| 濱田 土雄(昭三專)  | 東淀川區十三西之町一三ノ六        | 岩佐 佑三(天二四專) | 武庫郡大社村甲陽公園        |
| 西山倉之助(天二五專) | 北區北扇町七八ノ六            | 楠野 泰夫(天二八法) | 堺市九間町二六           |
| 萩原 隆安(昭二專)  | 住吉區遠里小野町五一           | 柏木 留吉(天二專)  | 東京市外灘谷町青葉一二       |
| 小笠原生龜(昭二專)  | 府下浪子町字下、益井邸          | 寶田 茂賴(天二五專) | 西區江戶堀南通三丁目鴻池      |
| 加羅田文英(昭二專)  | 東區平野町三丁目村中外次郎方       | 八澤 俱好(昭三法)  | 京都府下中舞鶴町          |
| 高橋 政丸(昭三專)  | 丸龜歩兵第十三聯隊第五中隊        | 石橋 榮市(昭二專)  | 西區藤原堀東ノ町本二四       |
| 江口 透(天二一專)  | 住吉區北田邊町六五            | 竹崎 米吉(天二法)  | 大分縣內務部            |
| 永井 勝志(昭二大)  | 天王寺區筆ヶ崎町二二           | 大西 武夫(昭三專)  | 港區三光町三丁目七三ノ三      |
| 鈴木 泰暢(天二法)  | 堺市綾之町東一丁目二三          | 光行 龍生(天二五專) | 青島山東路八九號          |
| 阪上 正己(昭三專)  | 港區西市岡町一丁目一五阪上安太郎方    | 三木 光一(昭二專)  | 天王寺區國分町一六三        |
| 八田 薰(天二二專)  | 幅岡市外箱崎町御茶屋跡三一五〇原口才吉方 | 小林 直(天二二法)  | 西淀川區野里町興奉仕園       |
| 藤本 龜(天二四專)  | 岡崎市西康生町大阪朝日新聞岡崎通信所   | 竹田 武雄(昭三專)  | 大阪歩兵第八聯隊第一中隊      |
| 出來島丑藏(天二四專) | 東京府北豐島郡高田町一五一竹下方     | 秋山 好弘(昭二專)  | 兵庫縣武庫郡六甲村德井字大和町四六 |
| 芦田喜太郎(天二五專) | 東淀川區國次町三二三           | 車田 輝平(天二八法) | 旭川七條通十七丁目裁判所官舎    |
| 辻野 丈治(昭二專)  | 福岡縣直方殿町大村マス方         | 今井 忠勝(天二四專) | 住吉區北田邊町一三二ノ三      |
| 川崎 幸正(昭三專)  | 此花區春日出中二丁目四影山方       | 香取 一(天二四法)  | 尼崎市別所村二七六         |
| 寺井平次郎(昭三專)  | 西淀川區御幣島町一〇一          | 小松 尚榮(天二四專) | 東淀川區宮原町二四八ノ一      |
| 福田 繁芳(昭二專)  | 東京府豐多摩郡野方町上高田三二      | 北浦圭太郎(天二六法) | 奈良市油留木町           |
| 鈴木 一郎(天二二專) | 橫濱市中區井戸ヶ谷七二二         | 金子 照邑(天二一法) | 松山市港町四丁目          |
| 堀 録郎(昭三專)   | 岐阜市役所庶務課             | 大津 正一(天二六專) | 北區東野田町藤田東邸內       |
| 泊 勇(昭二專)    | 港區市岡桂町一丁目一八橫川推三方     | 山地 仁(天二五專)  | 吳市藏本通四丁目二二ノ二      |
| 濱口 尙(天二四專)  | 和歌山縣東牟婁郡太地町          | 一柳 俊雄(昭三專)  | 岐阜縣本巢郡根尾村大字板所     |
| 小野村胤敏(天二六法) | 北區堂島上三丁目五            | 村井由五郎(昭三專)  | 此花區上福島北一丁目四一      |
| 鈴木 貞之(昭二大)  | 此花區西島町北港住宅五          | 平出 脩吉(天二一專) | 名古屋市中區千種町字元古井北脇二三 |
| 都野守良雄(天二一三) | 堺市花田町二二              | 神前大器彦(天二〇法) | 橫濱市保土ヶ谷區新山三三      |
| 藤野德三郎(天二五專) | 此花區春日出中六丁目八          | 三上 吉隆(天二五法) | 朝鮮平安北道新義州府派町      |
| 岸本 昇治(天二五專) | 西區幸町通四丁目六            | 三品 金行(昭三專)  | 大阪市此花區草開町「幸英館」    |

## 校友改姓名

(舊) 藤井 藤三 (新) 大井 藤三  
藤井 喜逸 奧田 喜逸  
昭三專商 仁部 喜逸

## 校友逝去

昭和二年九月二日 長柄 嘉禮氏  
昭和三年九月二十九日 山口 作之進氏  
明治三十三年關西法律學校卒業  
昭和三年十一月三十日 藤原 徹氏  
大正十五年專門部法律學科卒業  
右計晉に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

關大新年俳句會

新玉の年を迎へ、なごやかな春の氣ただよふ千里山のクラブハウスに、會員相集ひ一月三十一日新年第一回の例會を催した。兼題新年雜詠、節分、及び雪の席題に各名句續出し、互選批評に花を咲かせ薄暮散會。當日の出席者は新町先生を始め、佐藤、金子、西岡、竹澤、内海、古家の諸君である。

西岡君報

學部英法科三年懇親會

學部英法科第三學年學生は、卒業を記念する爲、去る一月二十四日午後五時半より入江眞太郎先生を招待し、美津濃七階食堂に於いて英法科會を開催、出席者四十名、入江先生の卒業生に對する訓辭あり、盛會裡に九時半散會した。

河木君報

學部英文科村上教授歸朝歡迎會

朝歡迎會

學部英文科學生の村上教授歸朝歡迎祝賀會は一月二十五日午後六時より大阪住吉亭に於いて開催、堀講師も本會のために出席せらる。定刻學級委員八島君起つて村上教授に對し心からなる歡迎の辭を述べ、村上教授の之に對する挨拶あり、次いで宴に移る。時恰も早春馥郁たる梅花の香立罩める一堂に、一年有半の外遊を終へて恙なく歸り給へる師を壽ぎつつ盃を傾け共に語る歡びいかにばかり。或は寄せ書に、或は各自それぞれの隠し藝に、興の

盡くるを知らず。十一時過ぎ散會した。因に當日の出席者は村上、堀兩先生を始め英文科學生一同である。

皇陵崇敬會報

伊勢大廟參拜——新春の一日をトし本會は伊勢參拜を行ふ。朝まだき五時三十分山田驛着、先づ外宮に詣で、それより虎尾山遊園地、伊勢音頭に名高い古市、月僊上人の遺跡月夜見宮等を探ね、敬神崇祖の人帶谷氏經營の如雲園に休憩、昨秋御大典の砌、閑院宮殿下御宿泊の御居間を拜觀す。如雲園を出て宇治橋を渡り、昔ながらの五十鈴川に口漱ぎ、老木の梢洩るる朝暉の光に神氣愈身に迫るを覺えつつ内宮に參拜、風の宮、荒祭の宮をも拜して朝熊岳登山路に出る。朝熊岳は頂上迄六十二丁、山頂にたつて白雪を戴く富士の秀峰を不二見台上に遙かに望見して、歩むに困難な磔道を二里鳥羽に向ふ。樋の山、日和山から鳥羽港の眺望は、小松島の名に叛かず雄大の語に盡きる。氷雨降る中を冒して二見ヶ浦に着いたのは四時近く、ここに一夜を過し歸阪の途に就く。

平井君報

御大典記念京都御所拜觀——昭和第四春の劈頭の例會を記念すべく御所拜觀を一月二十日、本會並に山岳部探勝班主催の下に行つた。會するもの實に四百三十余名、新京阪電車にて一路京都に至り御所西方の別格官幣社護王神社に集合し、十時過ぎから拜觀をなし畏れ多くも御盛儀の御模様を拜察した。記念撮影をなして後自由に解散。

第二次第二回例會——本年度最初の例會を去る二十日御所拜觀後行つた。一行十五名、中食

後先づ、別格官幣社梨木神社に參拜し會員の記念撮影をなす、祭神藤原實萬にして明治十八年創建にかかる。次いで、盧山寺に至る。盧山寺は、天台、淨土、律、眞言の四宗兼學にして、慈惠大師北山に創建し後、住心中興し舟岡の南に移し盧山天台講寺と稱す。又、光格帝御父慶光天皇陵に拜し、陵墓守部より詳細なる説明を聞き、後御柏原帝御母般舟院陵に拜し、次いで、官幣中社白峯宮に參拜した。白峯宮は祭神崇德、淳仁の二帝、祭日は九月廿一日にして、慶應三年孝明帝の愾慮に依り崇德帝の靈を祭り、明治七年淳仁の二帝の靈を合祀す。記念撮影後解散して自由行動を取つた。時正に三時。

因に當日の參加者は次の通りである。

河村教授、香坂中佐、武藤中尉、齋藤湊、淺見敏郎、山崎正藏、森井惣吉、淺見寛二、中村武一郎、小田切西、竹若隆三、平井三郎、安本吉住、加藤續、奥川武郎。

奥川君報

千里山山岳部報

成相スキ——屠蘇氣分の未だ醒めやらぬ一月四日午前八時十分折から粉雪降る大阪を出發、福知山を経て雪を戴く峰峰に夕陽の映ゆる頃天の橋立驛に到着す。その夜は府中に宿泊し五日は白皚皚たる懷に抱かれて思ふ存分の活躍を開始する。六日は終日降雪、清淨の雪降る中を練習に日を暮らす。七日早朝床を蹴つて起き、豊かなる積雪の地成相山の麓に急ぐ。視界を蔽ふ雪の山を征服して行く愉快さはスキーにのみ恵まれた境地である。八日冷たい風が頬を打つ。午後はどうとう吹雪

となる。しかし神秘的寒氣の横溢してゐる中に練習を續けてゐると時の經つもの知らない。九日、最後の猛練習をなす。若人は勇敢に滑る。かくして思ひ出の多い成相のスキー練習を終へ、同日午後歸阪の途に就いたのであつた。

尚一行は藤田、山本、岡澤、山崎、北元の諸君である。

北元君報

琵琶湖徒步一周旅行——大都會に漲る屠蘇氣分を一蹴し朔風肌を劈く湖南栗津原を振出しに詩に歌に古來大和民族が心を潤はし來たる琵琶湖一周の旅に上る。安土を経て長濱に辿り着いたのは夜九時過ぎ、驛のストープに温まり、午前二時頃から二尺に餘る積雪を蹴つて、雪明りを頼りに七本槍に名高い賤ヶ岳へ向つた。幾度か雪中に轉びつつ午前十時漸く雪深き所に、英雄さもが見果てぬ夢の跡を弔ふ。飢えと寒さに襲はれ通しで、二晝夜は假泊の恵みにも浴する事が出来ず、自然の猛威と戦ひつつ旅を續ける。近江聖人の芳魂を祀る藤樹神社に詣でたのは四日目の鶏鳴曉を破る頃であつた。厚化粧に装ひを凝らした比良の高嶺を仰ぎ、軽い疲勞を覺えつつ大津に着いたのは夜の七時。

探勝班 平井君報

千里山射擊部報

關西學生射擊聯盟秋期大會——客年十一月三日城南射場で舉行、本學は必勝の意氣を以て出場したが、僅か十點の差で京大に勝を譲らねばならなかつたのは惜むべきである。

一等 京都帝大

二等 本 學

なほ個人優勝中本學選手の成績は左の如し。

- 二等 淺 川 (四四點)
- 六等 鈴 木 (四二點)
- 八等 加 藤 (四一點)

本學主催關西中等學校射擊大會——十一月十八日城南射場にて開催、畏くも御大典の秋に際し本大會も第二回を迎へ、参加校も三十校の多きに達し非常なる盛會であつた。参加校中には昨年の優勝校關西甲種を始め、中等學校中の猛雄明星商業、富田林中學等があり花々しき接戦を演じたが、遂に關西甲種商業斷然諸校を壓して再び優勝した。當日の成績は次の通りである。

- 一等 關西甲種 (一七三點)
- 二等 東 商 業 (一五七點)
- 三等 天王寺商業 (一五五點)
- 四等 明星商業 (一五〇點)
- 五等 大阪農學 (一四九點)

京大主催第一回關西高等專門學校射擊大會——十一月十八日京都射場にて舉行さる。参加校二十校、二度連勝の大阪外語を壓して本學優勝す。成績次の如し。

- 36 46 45 41 39 個人優勝
- 川宗品木藤 一等乙 宗 (本學)
- 淺乙三鈴加 三等三 品 (本學)
- 二等 大阪高工 (二〇二點)
- 三等 三 高 (一八九點)
- 四等 大阪外語 (一八九點)
- 五等 八 高 (一八九點)

東西學生射擊聯盟第一回對抗試合——十二月二日城南射場にて舉行、本學よりは鈴木、淺川の二選手を派遣、鈴木選手は合計八三點にて三等となり記念メダルを得。因に同日は關西側の奮戦も及ばず遂に八一一點對七四四點

を以て關西側の惜敗する所となつた。

千里山馬術部報

七月下旬の半月間の近江木戸合宿、八月二、三日の濱寺に於ける第四聯隊の水馬演習に参加する等、専心身の養成、技術の練磨に努力し、茲に第二期を迎へる事になつた。

尙新に本學に來任せられたる馬場騎兵少佐は、我部の懇望を容れられて親しく部員の馬術練習、馬匹飼養管理の指導に當られることになつた。我部の將來益多幸なるべく、部員一同はより大なる飛躍を試みんとして居る次に馬術部日誌の要を掲ぐ。

七月十五日——二十八日 部員二十數名は木戸氏御尊父の御轉旋に依り馬匹八頭を連れて近江木戸に合宿練習を行ひ、其の間木戸、小松兩村の小學校校庭に於て模範馬術の公開をなした。

八月二、三日 濱寺に於ける騎兵第四聯隊の水馬演習に参加し、徹夜の乗馬輸送を行ふ。當日の競技入賞者は一等、岡島、二等、大谷であつた。

八月十五日 我部顧問板津少佐の送別會を野田屋で催す。

八月卅一日 新大阪愛馬會名譽會長第四師團長歡迎のため供覽馬術行はれ、我部も自馬を以つて参加し、稱讃を得た。

九月八日——十日 八日發東上、九日陸軍士官學校に開かれたる關東乘馬大會の豫選に参加し、豫科チーム大谷、松本(宗)は二十餘のチームより選ばれて第二位の好成績にて入選した。

九月二十日 午後七時半、多數の見送りを受

けて東上、翌二十一日、神宮外苑日本青年館に投宿。

九月二十二日 オリピック馬術競技参加の遊佐中佐の歡迎會に出席、色々有益なる講話を聴く。

九月二十三日 關東乘馬大會當日である。昨日の雨も名残りなく霽れ、澄宮殿下の臺臨をも忝ふし眞に盛會であつた。當日の東西對抗競技には選名十名中我部より七名出場力戦これ努めたが我の劣れる爲か、敵の勝れる爲めか、僅かの差にて敗れたが、協會外對抗競技には見事優勝し、優勝旗並に賞品は大谷、松本兩君の手に授與された。

尙當日大阪騎兵聯隊に於ける軍旗祭の馬術競技に金田、森脇兩君は卷乘三等を得た。

九月二十四日——二十九日 此の間履志野陸軍騎兵學校を訪ひ、見學練習に或は見物に三十日の來るを待つた。

九月三十日 第四回對慶應、第一回對早稻田馬術競技、篠つく大雨のため本學選手の困難は言語に絶したが結局對慶應戦は馬場馬術に、障礙飛越に共に敵を壓して百八點の差を以て大勝、次に對早大戦は雨のため、コンデイション悪く馬場馬術に優りしも障礙飛越に於いて惜しくも勝を讓る、左に記録を掲ぐ。

| 馬場馬術 |       | 障礙飛越  | 合 計    |
|------|-------|-------|--------|
| 關大   | 四八三、五 | 五七七、五 | 一〇六一、〇 |
| 慶大   | 四七四、五 | 四七六   | 九五〇、五  |
| 差    | 一〇八、五 | 但し滿點  | 千五百點   |
| 關大   | 四五二   | 四四一   | 八九七    |
| 早大   | 四四五   | 四七六   | 九一七    |
| 差    | 二八    | 但し滿點  | 千二百點   |

同夜三校聯合の懇親會に歡を盡し、同夜多數の兩校選手の見送りを受けて歸阪した。我部選手は、織田、岡島、春元、樋口、西大谷、小寺、田中、松本(宗)、大森、高久の諸君である。

十月十三日 北村に於いて秋季總會を開く、種々なる議事を決し、次年度選手を次の如く定められた。主將樋口、副主將大谷、マネージャー小西、副マネージャー小寺、其他甲川、岡本、田中、松本(宗)、大森、金田、高久、更に會計係に甲川、岡本、記録係に木村、松本の諸君當選す、尙當日馬場先生の來會を得一場の訓辭があつた。

十月十四日 對大阪府廳競技、馬場馬術、障礙飛越、速歩競争、旗取競争、馬上擊劍、戴囊競争、ボ○競技の各種目の競技を行ひ四四對三六にて本學勝つ。更に個人にては一等西、三等春元であつた。

十月二十八日 大學祭馬術小會、大學祭餘興を兼ねて馬術小會を開き、府警察部及び高工馬術部の参加を得て成功を博した。尙當日愛馬會よりは特に良馬三頭の貸與を得た

十月三十日 東京近代木練兵場に於いて開催された御大典記念の自馬共進會に我部より樋口(自馬金泉ハクニー雜種) 大谷(自馬日光アングアラブ種)の二名参加す、幾多専門家に伍して奮戦し技術優秀の故を以つて四等賞を得た。

十一月五日 牧鈴死す。

十一月十三日 三好騎兵總監督、愛馬會に來會せらる、團體馬場馬術を供覽す。



(本欄學内報續き)

### 福島學舍學友會幹事任命

本年度福島學友會幹事は一月二十五日選舉の結果左の通り決定任命された。

法律學科第三學年(定員四名)——杉本洋

阿江良男、矢谷幾右衛門、須佐美八藏。

經濟學科第三學年(定員四名)——

江河深、阿部武夫、溝畑精三、

田邊猛夫。

商業學科第三學年(定員四名)——

羽田野秋男、國分吉廣、坂本

鹿藏、藤原守。

文學科第三學年(定員二名)——

後藤武德(英文)、青野正一(國

漢文)

法律學科第二學年(定員三名)——

川涯莊市、佐瀬常義、鈴木巖

三郎。

經濟學科第二學年(定員三名)——

堅正一雄、藥師神常滿、小谷

龜一。

商業學科第二學年(定員三名)——

上野隆太郎、柳田榮次、渡邊

元次。

文學科第二學年(定員二名)——

多胡久(英文)、堀實明(國漢文)

尙各部部長は次の通りである。

幹事長 後藤武德

文藝部長 阿江良男

總務部長 矢谷幾右衛門

向上部長 阿部武夫

講演部長 溝畑精三

運動部長 藤原守

### 福島學舍學友會會則改正

從來幾多の不備と缺陷との爲に、適用上種種の支障と不統一とを來してゐた福島學舍學友會會則は、昨年十月初旬十名の委員を擧げて根本的改正を企圖してゐたが、更に委員中よ



山部部長成山キス一練習記念撮影

會則の全文である。

——起草委員報——

#### 關西大學々友會々則

##### 第一章 目的

第一條 本會ハ本學建設ノ趣旨ニ從ヒ、會員相互ノ親睦品性ノ陶冶智識ノ修得体力ノ養成ニ努ムルヲ以テ目的トス

##### 第二章 名稱

第二條 本會ハ關西大學々友會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ關西大學内ニ置ク

##### 第三章 組織

第四條 本會ハ關西大學々生ヲ以テ組織ス

第五條 本會ハ關西大學監督ノ下ニ學生ノ自治トシ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名  
會計主任 一名 幹事長 一名  
幹事 若干名

第六條 會長ニハ關西大學々長ヲ又副會長ニハ同大學理事ノ内一名ヲ推ス、幹事ハ各科學年毎ニ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

幹事長ハ幹事之ヲ互選ス  
會計主任ハ關西大學會計主任ヲ推ス

第七條 幹事ノ選舉ハ次ノ二期ニ分ツテ之ヲ行フ  
各科二、三學年ハ前年度十二月中

各科一學年ハ五月中

補缺選舉ハ幹事ニ缺員ヲ生ジタルトキ當該科學年ニ於テ直チニ之ヲ行フ

第八條 幹事ノ任期ハ毎年一月一日ヨリ十二月卅一日迄一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

各科一學年選出幹事及補缺幹事ノ任期ハ就任ノ日ヨリ十二月卅一日迄トス

##### 第九章 役員ノ職務

一、會長ハ本會ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ補助シ會長差支アルトキ代理ス

一、幹事長ハ幹事ヲ指揮シ幹事會ヲ招集シ同會ヲ代表ス

##### 第四章 幹事會

第十條 幹事會ハ幹事半數以上ノ出席ニ依リ成立ス幹事會ノ議決ハ出席幹事過半數ノ同意アルヲ以テ有効トス、可否同數ナルトキハ幹事長之ヲ決ス會長、副會長、及會計主任ハ幹事會ニ於テ意見ヲ述ルコトヲ得

其他幹事會ニ關スル事項ハ幹事會細則ノ規定ニ依ル

##### 第五章 事業

第十一條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達センカ爲メ事業ヲ左ノ部ニ分ツ

一、總務部

一、向上部

一、文藝部

一、講演部

一、運動部(柔道、劍道、陸上、水上、馬術、庭球、野球、角力)

幹事會ノ決議及會長ノ許可ヲ經テ一定期間一種又ハ數種ノ事業ヲ休止スルコトヲ得

第十二條 總務部ハ各部ニ涉リ事業ノ監督及會計ノ監査ヲ行フヲ以テ職務トス

總務員ハ當該年度ノ各科二、三年幹事中ヨリ各一名ヲ互選ス

總務員ハ他部役員ヲ兼任スル事ヲ得ス

##### 第十三條 各部役員

部 長 一名  
幹事會ニ於テ幹事中ヨリ之ヲ選任ス

副部長 一名  
委員會(總務部ニ於テハ總務會)ノ推薦ニ依リ幹事會ニ於テ幹事中ヨリ之ヲ任命ス

委員 若干名  
幹事會ノ同意ヲ得テ部員中ヨリ若干名部長之ヲ任命ス(總務部ニハ之ヲ置カス)

第十四條 各部役員ノ職務左ノ如シ



## 故山岡順太郎氏追悼録

本誌前號學内報にも一部所報の通、本學總理事故山岡順太郎氏の靈を弔ふ爲、こゝに「追悼録」を編み廣く一般の寄稿を請ふたのであるが、短時日の爲次掲の如く數家の御寄稿を得たのみである。尙なるべく廣く氏生前の逸話等御寄稿に預り度今後も繼續して掲載したい意嚮であります。不取敢茲に録して寄稿家に篤く謝意を表し、且つ心から故人を憶ふ文集を捧げて故人の靈に手向ける次第である。

——編者——

### 故山岡順太郎氏を憶ふ

關西大學學長 仁 保 龜 松  
法學博士

前關西大學總理事山岡順太郎氏は去る十一月二十六日宿痾の爲遂に逝去せられた。私は昨年四月本學學長の職を穢してより以來、氏が病氣療養中なりし爲不幸にして氏に面會の機會を得ず、逝去の報を聞いて痛く驚き、本學の爲に氏を失ふことを深く悲しむの情に堪へなかつた。偶家兄の死に會ひ十一月二十九日天王寺本坊に於ける送葬の儀にも列なること能はず、ひそかに哀悼の意を故山より捧げた次第である。斯く故人と私の生前交際の機

會なく、其人と爲りについて餘りにも識なきを思へば、茲に氏を語る資格なきやを憂ふものである。氏が生前、如何に本學の建設と學運の興隆とに努め、高等教育の實際に寄與せられたかは言ふ迄もなく、尙語るに其人を得ること難からず、氏の人格識見聲譽德風等に至りては、本學關係者は勿論、社會に周知の事實として等しく世人の仰いで以て龜鑑とする所であり、之等の點を暫く措くも尙一言を捧げて故人を憶ふ已む能はざるものがある。

即ち現に私が學長の職を穢しつゝある本學は故人が意を注ぎ誠を傾け、專念補導誘掖せるものにて、再び氏に見ゆるを得ざるに至りしと雖も、其遺訓は現在本學關係者と共に忘るゝ能はざる所である。大學が日に向上の一路を辿つて國家社會の指導機關として全き機能果さんことは、實に故人の遺風遺志を活かしめんとする吾等が衷心よりの冀望である。聽て冀望の一端を實現し得ば、故人亦地下に瞑するを得べきことと信ずる。

先般來本學理事者相寄り故人の遺教の一端を顯現すべき種々の事業につき協議する所があつたが、本誌別項に發表の如く「山岡文庫」の建設を計畫し、本學に於ける學術研鑽の一助たらしめんとせるは、この志の一端の現はれに外ならぬ。幸ひ本學關係者は勿論一般社會の理解ある御賛成を得て、故人の遺風を顯彰することを得ば、發起人一同と共に不肖の

本懷之に過ぐるものなきを思ふ。故人を憶ふに當り一言この企てに言及し、廣く同情ある御賛助を希望する次第である。

### 修養の人としての山岡翁

増山 忠 次

私が故山岡順太郎氏と相識つたのは、氏が大阪商船會社の支配人になられた頃であつた。爾來二十年以上、直接或は間接に氏に知己を得て、その人格に觸れ感化を受けたことは、私の最も喜びとするところであつた。若し私をして言はしむれば、山岡氏の風格に就いて云云することは、如何に完全に言ひ表はさむとしても不可能なことであり、遠近、高低、大小様々の眼に映する富嶽の如く、その一面の眞は摸し得られても、全體として遺憾なくその眞面目を傳ふことは出来ないものである。即ち表現し難い實感としてその人格が今尙私共に迫つて來るのを感じるのみである。私は山岡氏が病床に就かれて以來も、數度面會し本學の將來に就いて色々御指教を仰いだのであるが、客秋十一月二十六日、突然訃報に接した時恰かも慈父に先だれた様な感じに打たれ、言ひ難い寂しさを禁じ得なかつた。山岡翁の生涯は色々な方面から見ても、色々な批判に照らして、様様に言はれ得るだらうことは前に記した通りであるが、その忽焉たる死が私共に深い寂しさを味はしむると言ふことは翁の存在が深く人間味に徹してゐたから

であると思はれる。近しい者と比較的疎遠なるものとを問はず等しく故人に對して止み難い思慕の情に打たれるのはその人間味が氏を識る人の胸に焼き付くやうに印象されてゐるからであらう。

又山岡翁の偉大な人格の裡に、刻一刻、一日と精進琢磨の修養が積まれてゐたことも見逃がすことが出来ない。一見天成の偉器と感じ、天衣無縫の人格と形容はするけれども六十三年の永き生涯を貫いた修養生活こそ、私共が敬虔の念なくして措く能はざるものである。理論に耳を傾け、實際を重んじ、身を持すること極めて嚴に、人に接するや最も寛に而かも一日として、事物の眞諦に觸るる明徹な觀察と研究とを廢されたことはなかつた。山岡さんの書道の研究もその中の一つであり人を聘して洋書講讀の時間を必ず持たれたこともその一つであり、苟くも刺を通ずれば如何なる來訪者をも引接して徐ろに來意を訊き所説に耳を藉されたことも亦その一つであらう。極端に巧言令色を難じその語らるる時は寧ろ訥々としてはゐるけれども言言句句皆その腹より迸り出でて對者を打ち、又其聽かるるや深目虚懷、ひたすら白紙となりて對者の述べんとする所に耳を傾けらるるのであつた故に信念の無き時語ることなく語るや長堤も押し崩すかと思はるる誠意と力とが籠つてゐた。偶意見を異にして互に論じ合ふが如き場合があつて、翁と反對の立場より議論した人が、寧ろ近しい人々より拙い辯護論を聞かさ

### 孝心深き山岡順太郎氏

下村耕次郎

るるより、遙かに快よい印象を受ける、とは私のみの感じた所ではあるまい。善と觀じ、義と信じ、行ふべきものと思ひつゝも容易に實現し得ざる事は普通人の常であるが、翁はこれ等の點を努めて實行しようとして又實行されたのである。孝心深きこと、慈悲心厚きこと、度量なこと等何れとしてこの現はれてないものはない。

社會公共事業に多く關係し、育英事業に手を染められたことも、國家社會百年の計に著眼されたところと見るべきは勿論であらうが、一面山岡翁の同胞に對する深い同情心の現はれであり、又理想とするところを實行に移さうとされた一端であつたことは否まれぬ。本學に關係を持たれたことも、多數の専門部學生の苦學力行の狀に厚い同情を持たれ之を改善して權威ある學校にしようとしたことも確にその一因であつたことと考へられる。不幸にして第一期の學部建設の事業のみを完成して中途にして逝かれた爲にその當初企圖された計畫の全部は實現を見るに至らなかつたと言へ、故戸田省三君を始め本學に幾多の青年學徒養成の端を開かれ、實業界方面に於ても山岡さんの指導と庇護の下に堂堂たる活躍を續けてゐる人人の相當多きことは、故人の意圖が奈邊にあつたかを如實に語るものではあるまいか。

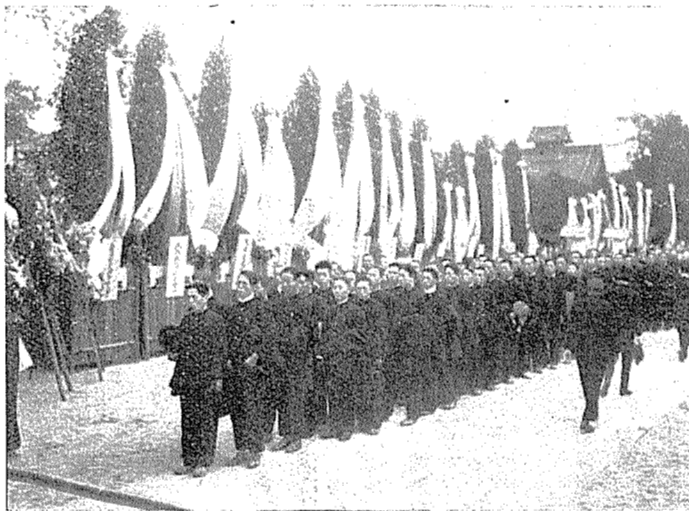
山岡さんを語ることは到底私のよくする所ではないが、深くその人となりに服してゐる私としては、ただ、故人の遺志の範れる本學を尊い記念としてその高遠なる理想を繼承して何時かは故人の意圖を實現し、その遺風の萬一を顯彰し度いと冀ふのみである。

拜復愈御隆昌奉大賀候陳者先日御照會相成候故山岡順太郎氏追悼錄纂集資料に就ては大坂實業界の人となられし以後の事項は世人周知の事に有之候間別紙全氏の東京苦學通信省時代氏にの最も孝心深かりし當時の記事同封御送附申上候間御受取被下度候先は右御通知迄如斯に御座候 敬具  
昭和四年一月二十六日 下村耕次郎  
右の通信と共に御送附に預つた記事を左に御紹介申上げます。

「孝は百行の基」と言ふ事は昔から言ひ囃された辭であります。實に其の通りであり、家父としては慈愛の者であり、朋友としては親切なる人であり、人の上に立てば部下の信頼を受ける人となるのである。私はこれが實例を山岡順太郎氏に見るのであります。

山岡順太郎氏は加賀金澤藩に生れ士族ではあつたが家柄が卑いので貧乏であつたことは容易に想像し得らるるが幼年の時は随分やんちゃであつた。物心が付くと學に志し十六歳の頃貧乏の中から工面して決然として上京されたが途中旅費に困りて三十錢を巡査から惠まれてやつと東京に辿り着かれたたの逸話もあります。東京では藩の儒者であつた小洲石崎謙先生の宅に厄介になつて一心不亂に漢籍の稽古をされて居たがある時國許から父上御死去の通知に接せられた時には氏の悲は見るも氣の毒な位で石崎先生が床に就かれる前に家内を見て廻らると氏は二晩も續いて孤燈の下に泣いて居

られ加之も徹夜泣き通されたので先生も之に感心して其後孝堂の號を興へられたそうであります。又氏は若い時分の事は委敷日記を付けて居られますが日記に據ると寝ても起きても親を懷ふの記事がない事はありませぬ。そして何時も自分が足らぬから斯くは親を苦しめるのだと言つて自分を責めてゐるるので



山岡順太郎氏追悼會に於ける學生學本しりな進に儀

あります。夫と同時に忠君愛國の念は誌面に迸りて居ます。例へば明治二十七年の年頭の辭としてかう言ふ記事があります。  
早曉子女の歡聲に夢を破られて室内を一顧すれば新年早々の朝寢を責むる兒倭が頑是なき忠告櫻女が美服を誇りての笑顔聞くにつけ見るにつけても樂く思へり。我故郷の

母上様姉上様初め弟妹親戚の方方亦御無事御重歲のことと思へば世に愉快なる境涯とや言ふべき大君の惠深き御代に生れたる幸運何の時か酬ひ参らすを得ん勉むべきことにてありつれ。

氏が親に孝行であり姉さんに事へ弟や妹其他一家族の者を可愛がりそして如何なる場合に於ても君恩を忘れなかつた事が見る様ではありませぬか、又氏がある時病氣になつて稍稍久しく役所を引入られたときに在郷の母上から御見舞の手紙が來たことがあります。其の時の日記には

偶偶母君より來書頗る予の病を意とせらるるものの如し。嗚呼最慈なる母親子を思はるること斯くまでと思へば感涙の湛然たるを覺へざるなり。予は追追快方のこと故御心配に及ばざる旨を冀に申添置きたるも女の心亦測られざるを考へ此朝書を裁して青木叔父(存)に致し客中の身となりても初めて斯る病魔に取付かれ病馴れぬ身の苦き事も一通りならざれども數日中に快癒すべしと言へる主治醫の診定も之あるを以て深く念とせられざる様母に傳へんことを請へり云々。

尋で母君及姉妹の方より「汝の病氣日に快方とはいへ兎角氣に罹るを以て詳細に病狀を報ぜよ」との書信に接しては「予は讀過數次不覺涙下る嗚呼忘るべからざるは親の恩兄弟姉妹の真情なり」と述懐し、明治廿七年九月十日の日記には  
郷里なる姉君より來書あり「日來母君病床にありて一時は非常に疲勞せられしも今や快方に向ふ兆あり素より案する程にあらざ



眼るも念の爲めに申上ぐる」とは書面の主なり予は讀んで今更ら其身の遠隔を歎する事甚し。

とあり。更に十二月廿八日國許の令姉より來信に接しては

書中異事なしと雖も母上様の宿病未だ全く癒へざるの一節に至りて苦心に堪へざるものあり。嗚呼家を出でて十餘年今年も亦將に暮んとす、而して猶慈親を安ぜしむる能はず不束も亦極まれりと言ふべし。後悔先だたずと雖も今更申譯もなき次第なり。明治廿八年以後奮闘刻苦聊か素望を成すの端を開かん。

とあります。越へて一月廿四日同

令姉よりの手紙を受取りては

余や年少家を辭して他郷に遊び親く膝下に在らざること多年今御病氣と聞き誠に感なきを得ざるなり。嗚呼最慈なる母上様を慰問するに如何の方法があるべき百里の山河思へば恨の種ならざるを得ず。

と言ひなき給料の内より即日金五圓を送り之に添ゆる手紙には

母上様御病狀を聞き胸を刺さるゝが如く覺ゆ心痛せざらんと欲するも不能候。私事今や遠遊の身にして朝夕の看護其意を得ず候に付姉上様には殊更御世話被成下候様願上候。又母上様何か御好の品もあらば次便に必ず御申越され度候。私事先年父上様御病死以前是非御看護申上ぐべきを矢張他郷遊學の際にて其間に合はず年來殘念に堪へずせめては母上様に十分の御孝養も仕度思居

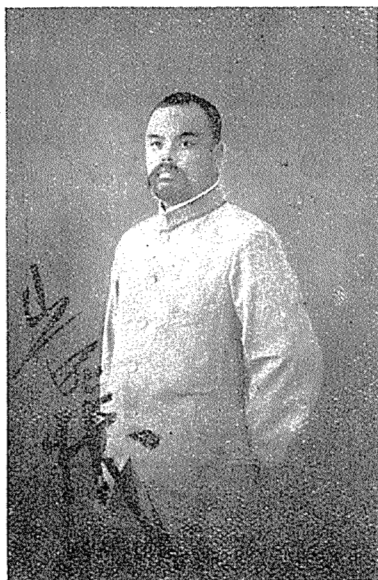
候に付何にしても氣永に御養生遊ばされ候様御傳被下私も其中公暇を見計ひて歸省するか又は東京へ御呼申して御遊覽の御供杯致候はんかと日日樂居申候。今後母上様の御容體は細大御知らせ下さるるは勿論萬萬一病勢を増すが如きこともあらば電報にて御報相成る様吳々も願上候

とありて悲痛の様見る様であるが其翌日の來

信には漸次快方との報に接せられたので氏は

一讀欣喜に堪へず特に同書中に氏の手紙を見

て母の大に喜ばれたる事及氏の歸省を待たる



(藏氏清村木)氏即太順岡山の頃年五十三治明

るとの事を讀んでは

余も嬉し涙に咽びたり。嗚呼忘れ難きは親の恩なり余や年既に三十未だ全く家を成すに至らず卑官に就て唯人並ならぬ働をなすのみ恥づべきの甚きといふべし。然れども誠意素望を達せんと欲する切なり。何の時は花の咲くこともあらん、實の結ぶこともあらん。

と。決心の程をかき記してあります。氏がこんな言を云はれるのは唯一時の感情に驅られて懷懺激越の言を發せらるるのでなく氏は實

に此日誌に書いてある通り奮勵刻苦素望を成すの端を開かれたのであります。當時氏は選信所に勤めて居られた外に舊藩主前田侯の出資で出来て居る育英會と言ふ石川縣出身の青年の世話をして居る會の事務をも視て居られ其上氏は若い時から中々能く人の世話を焼かれたもので同縣人舊學友の奉職口の斡旋をしたり學生の爲に其保證人となりて學校から呼付けられたり、時には窮境に在るものの爲に借金で周旋をまで引受けられて殆んど寸暇もなき身でありながら閑暇さへあれば書を讀み又は名士の講演を聽いて自分の見聞を廣め向上の一助とする事を怠らなかつたのであります。そして同僚其他との交際上宴席に列せらるる事は度度あるが常に酒色に耽溺することを用心せられたるらしく二晩續けて宴席に列せられし時の記事は

一昨宵〇〇君に招かれて藝的杯盤の間を周旋し今宵亦斯の如し近來何を以て斯る境遇に出逢ふや無粹子此に於てか無粹子たらざるべきか、否否眉毛に唾して不相變無粹子たるが上策なり。

とありますが實にや氏は死に至るまで無粹子として通されたのであります。蓋し氏の眼中には享樂と言ふ考は微塵もなく唯向上の一念に燃えて居られたのであります。然かも其向上の念は報恩—君親に酬ゆるの精神から出發し氏の言行は總て此精神から出發して居たのであります。「孝は百行の基」の言、人を欺かぬのであります。

### 山岡さんの面影

平 松 憲 夫

私が山岡さんの知己を得ましたのは故人の四

十五六歳の時です。既に商船を背景として大阪財界の實勢力ある一人として御活動の眞最中でした。其れからの故人は時勢の推移を把握してきし／＼實業界に固い地歩を築いて行かれた。其の足跡の大きく彩なる私共は唯唯驚異の眼を見張る計りでした。而して友偶偶會すれば「故人に齡七八十を保たしめたならさうなるたらう」と嘖合つたものでした。噫然し遂に其時迄に到らず宿病はあの頑健な肉體を知らずして喙するたのであります。

試に故人業績の一端を見ますに海運に、陸運に、造船に機械に電力に、工業に農業に、更に育英の大事に手を染めて居られます。

即投機的色彩あるもの以外のあらゆる事業が故人の腦裏に徂徠し咀嚼せられてゐたのであります。然し尙これとて故人全幅の經綸から申しますれば、まだ／＼中途半開であつたでせう。現に私の最も殘懷に堪えませぬのは故人が理化學研究所の事業に深き理解を有し之を企業化して行く大抱負を實行し得られなかつた事であります。これこそ故人の如き氣格の偉材にまたなければ到底なし得られないのでありますから。

而も故人の遺業を偲びますに總て布置頗る雄大、又畫面甚だ鮮麗でありまして内に自ら高雅の氣韻を失せず、將に士としての面目躍如たるものがあります。更に人としては誠に情味深深師父も及ばないのでありまして私共は故人在りし日訓へらるる所日に新でありました。

亡き今は日を経て故人の風格一しほ慕はれ唯唯涙あるのみであります。

昭和四年一月三十日



山岡さんのお供をして日本に歸つたの  
であるが、船中米國に於ける大會社である、  
U.S.ステイルの會長チアヂ・ゲエリー氏  
のことに於ける語り合つたことがある。私は  
その時日本に於けるチアヂ・ゲエリーは山岡  
さん自身であることをしみじみ感じたことを  
覚えてゐる。歸朝後間もなく山岡さんは大阪  
鐵工所の經營を獨立せしめ、自ら取締役會長  
の職につかれた。恐らく我國に於ける會長の  
嚆矢であらうと思ふ。

山岡さんは非常に船に弱い人で、私がお供を  
してバンクーバーから乗つたエンプレス・オ  
ブ・インディアといふ船では、私は山岡さん  
と隣り合つて部屋をとつたのであるが、山岡  
さんは船が出てから日本に着くまでとうとう  
寝たまま一度も起きて來られなかつた。「今  
日は天氣も好いし、一度お起きになつては如  
何です」と問へば「いや寝てゐる方がいらし  
い。」と言つて居られた。

### 憶ひ出づるままに

水谷 揆 一

山岡さんのことについて餘りに多くを知つて  
ゐる私は、何かお話してよいかわからな  
いのであるが、今憶ひ出づるがまゝに二三と  
とめもないお話をすることにしたいと思ふ。  
先づ憶ひ出されることは山岡さんの人格的方  
面のことである。他人のことでも一應自分の  
こととして考へよと云ふことを常に私共に言  
はれた。だから山岡さんはどんな人が面會に

來ようと、差支のない限りは必ず會はれた。  
例へば保險の勧誘員が來ても一應會はれるの  
である。忙しい身でありながら何故さう人毎  
に會はれるのですかと聞けば、「來る人の立  
場になつて考へてみるがよい。たとひ保險の  
勧誘員であらうと、態訪問に來るのに無下に  
斷ることは出來ない。」と言つて居られた。  
そして訪問者が歸る場合にはそれが如何なる  
人であらうと必ず玄關まで送り出される。こ  
れが山岡さんの習慣であつた。かういふこと  
から訪問者達の受ける感じがさうであるかは  
申すまでもなからう。それはただ一例に過ぎ  
ないけれども、山岡さんが如何に偉大なる人  
格者であつたかは、氏の逝去によつて大きな  
反映となつて現はれた。即ち山岡さんの葬儀  
はその會葬者實に幾千、關西の名士を網羅し  
て近來稀に見るものであつたが、こゝに注意  
すべきことは會葬者中多數無名の士を含んで  
ゐたことである。會社に働く給仕小使さては  
名もなき商人職人に至るまで皆山岡さんの逝  
去を悼みつつ心からその葬儀に連なつた人々  
の如何に多數あつたかを思へば、自ら氏の徳  
の如何に氣高く、その反映するところ如何に  
廣汎なりしかを窺ふことが出來よう。それか  
ら實業界に於ける山岡さんの立場について、  
私は何時も如實に感じてゐたことは、山岡さ  
んは社長級の人ではなく取締役會の會長に位  
する人であつたことである。一九一三年山岡  
さんが太田丙子郎氏（今の大阪商船の事務取  
締役當時の海事課長）と共に海運業視察の爲  
渡米せられた際、太田氏は歸途パナマ運河視  
察に廻られたので、當時ニューヨークに居た

私は、山岡さんのお供をして日本に歸つたの  
であるが、船中米國に於ける大會社である、  
U.S.ステイルの會長チアヂ・ゲエリー氏  
のことに於ける語り合つたことがある。私は  
その時日本に於けるチアヂ・ゲエリーは山岡  
さん自身であることをしみじみ感じたことを  
覚えてゐる。歸朝後間もなく山岡さんは大阪  
鐵工所の經營を獨立せしめ、自ら取締役會長  
の職につかれた。恐らく我國に於ける會長の  
嚆矢であらうと思ふ。

山岡さんは非常に船に弱い人で、私がお供を  
してバンクーバーから乗つたエンプレス・オ  
ブ・インディアといふ船では、私は山岡さん  
と隣り合つて部屋をとつたのであるが、山岡  
さんは船が出てから日本に着くまでとうとう  
寝たまま一度も起きて來られなかつた。「今  
日は天氣も好いし、一度お起きになつては如  
何です」と問へば「いや寝てゐる方がいらし  
い。」と言つて居られた。

又誰しもが感ずることであるが、山岡さんは  
實に感じの鋭い人であつた。これもその船中  
話であるが、新聞記者が面會に來る。その時  
私は新聞記者に對して通辯の役をするのであ  
る。山岡さんは新聞記者には定つてパナマ運  
河についての質問を發せられる。通辯の役  
にある私はある時話の順序上山岡さんは先般パ  
ナマ運河を視察して來られたがパナマ運河の  
問題についてはさういふお考へをお持ちです  
と記者に問ふたことがある。すると後で山岡  
さんは私に對つて「君は僕がパナマ運河へ行  
つたやうに記者に話したね、行かない所を行  
つたやうになんか言ふのはいかんよ」と叱ら  
れて恐縮したことを記憶する。

### 山岡老の追憶

辰巳 經世

私共の間では、故山岡順太郎氏のことを山岡  
老又は單に老と呼んで居つた。私共といふの  
は先年留學中・ロンドンの客舎で非業の死を遂  
げた戸田省三君、それから今尚ほ勿論健全に  
研學に努めて居る森川太郎君、そして私自身  
この三人のことである。私は創刊以來可なり  
長く千里山學報を主宰して居つた。森川君は  
矢張り殆ど終始私の仕事を手傳つて呉れてゐ  
た。戸田君は同じ頃山岡氏の秘書のやうな地  
位に在つて、主として大學經營に關する書物  
を讀んで聽かせることを仕事として居つた。

千里山學報は當時山岡氏が、まるで孫のやうに慈んで居られたものであり、且つ始終教育上の意見を述べられる機關でもあつた關係から、私共編輯の事に當つて居つた者との間に何かと密接な繋りがあつたことは勿論である。私共——未だ年の行かない書生坊であつた三人は數年間、殆ど毎日福島學舎の同じ一室で何時間づつかを過したのであるが、その間に話題が山岡氏のことに觸れるや私共は必ず氏のことを呼ぶのに山岡老又は單に老を以てしたのであつた。私共に取つては山岡先生ではピッタリしなかつた。山岡氏では尙ほ更ら氣持が出なかつた。結局誰か言ひ出したといふことなしに老と呼ぶことに最もふさはしい表現法を見出したのであつた。私共若輩が、凡ゆる意味での大先輩を呼ぶにこんな代名詞を用ひたことの無様さは心ある人に依つて責めらるべきことであるかも知れぬ。然し少くとも私自身尙さう呼ぶのが最も自然だつたことを否定する氣にはなれず、又私共にさう呼ばせた故人の人格の顯著な一端がそこにありと現れてゐることを今尙ほ掻き消すことはできない。そして私共はもはや、この素直な氣持で『老』と呼びかける人を有たぬのである。

## ◆

老は前にも書いたやうに折に觸れその意見を千里山學報に發表せられた。又大學の始業式や卒業式等に、總理事として、又前學長松本烝治先生が未だ就任せられなかつた間は學長事務取扱者として式辭を述べられた。さういふ場合に私はよくその意見だけ授けられてそれを草稿に纏め上げる仕事を命ぜられた。さ

ういふ場合には、實業界に終始して居つた人物であるだけに、用語や表現形式は動もすると適當なものでなかつた。素朴に過ぎたり曖昧であつたり、論理の飛躍があつたり、前後の撞着があつたり、それを適當の形式で纏め上げるために可なり苦勞することも少くなつた。だがそれにも拘らず、その中から必ず何か生命のある、眞實相に觸れた或ものの飛び出して來るのを私は常に感じた。

例へば『學の實化』の如きがそれである。『學の實化』といふことは爾來我大學の學是の一つとなつてゐる。だが一綜合大學の重要な學是としてそれは何といふゴチない響を齎すものであらう。又何といふそれは意味の不明確なものであらう。最近この『學の實化』が誤解されて、或は誤解される恐れあるものとして取扱はれて居ることを耳にする機會が二三あつた。例へば假りに犯罪學といふ科學があるとする。それに於ては各種の犯罪の技術的方面なきが研究される。その研究の結果が實際化された日にはたまつたものではない。或は各種の社會科學の研究に當つて、良惡様々の思想が理論的に紹介せられる。その中の惡思想が實際に適用されたら大變な結果になる。等等。これらは未だ無邪氣な、素朴な誤解の仕方であるかも知れない。近頃赤化思想が横行する。偶偶若い學生なごの不心得な者が、この赤化思想にかぶれて理論的研究をする許りでなく、學の實化を口實として實際運動に進展するかも知れぬと恐れるなごになる。かなり穿つた考へ方となつて來る。折角の學はもかうなつて來ると去就に迷ふ譯であらう。老の追憶に當てやうとする私のこの一

文が、一寸變つた方面へ深入りし過ぎたやうに思はれるから、學の實化といふ語に老自身が含まれた意味を中心として、他日私はこれらの誤解を一掃し得るやうなものを書いて見たいと思ふから、詳細はその方に譲る。

要するに本來の意の存するところは、餘りにも觀念化し、實際離れした現今の教育に對する明確な認識の上に立つて力強い批判を與へ正しい改革意見を示唆したことにある。勿論老は理論家でもなければ學者でもなかつた。従つて實業家にふさはしい力強い洞察力、謂はば直感を通じて折角把握した改革意見を、一般に首肯せしめ得るやうに合理化すること

もできなければ、解説することすらできなかつた。かくてその實現の方途として僅かに『學の實化講演會』等を屢屢開催しはしたが到底老自身を満足せしめるだけの効果が得られたとは思はれない。而もそれが逆に誤解を生むに至つては、この間の老の心持を可なり識ることができると自認してゐる私に取つても甚だ遺憾の極みである。加之、教育界の或意味での悩みは、更に度をこそ増せ未だ解決されさうになく、その解決されさうにない理由が、今日依然として老の目に映じたであらうと同様のものであるかに思はれるが故に、『學の實化』の正しい意義が明かにされることは、啻に老の遺志を再現する所以であるばかりでなく、所謂教育の行詰りを打解するために望ましいことであると思はれる。

## ◆

私は老に對して大きな負債がある。そしてその負債は到底返却できさうにない負債と今ではなつてしまつた。老が病褥に着かれてから

私は二度老にお目にかかる機會があつた。一度は昨年の早春であつたと記憶する。所謂關大騷動の直後であつた。それにも拘らず、話題は殆どその方面の事柄には觸れず、主として老が一時病を養つて居られた北陸黒部の自然を中心とするものであつた。私自身山が好きである。海よりも山が好きである。それは山の景色を賞でるとか、高山の峻を突破するとかいふ意味に於てではない。海邊に立てば私は波と共に自らが絶えず動いてゐるやうに感じさせられる。だが山に入れば私は山と共に黙黙として動かさず語らぬ靜寂な自分自身を見出す。さういふ意味で私は山が好きである。従つてさういふ理由からも老の黒部の狹谷に關するお話に著しく惹き入れられた。が同時に、その自然の特殊相を紹介する老に私は、浮世の紛紜に超然たる名僧の面影を見出した。天地の眞理を提身把握した悟道の達人を老の身邊に感じた。私はこの時は老の崇高な人格に觸れたことがなく、又こんな

に崇高な人格に觸れたことがないやうに思ふ。だが私の負債といふのはそれと關係あるわけではない。その時老は既に故人となつて居つた戸田省三君のメモリアルズのやうなものを編みたいと希望して居られた。そしてそのことを私に語られ、私に何程かの役立を求められた。戸田君は私に取つても懐しい友であつた。従つて喜んで最善を盡すことをお約束したのは勿論である。そして早速兎も角老の手許に在つた若干の資料を調べて見ることにして受取つて歸つたのであつた。だがその後の數ヶ月は、私の境遇の上に於ける若干の變動



戸田君のメモリアルズに就ては、老は未だ早速具體的にさうしやうとも考へてゐない。殊に身體がこの調子ではそのことに就て悠り相談する機會も當分得られまい。あの資料も一先づこちらへ返して貰つて置いて、他日改めて相談しやうといふやうなお話であつた。私は勿論一先づ資料をお返ししたが、然し、改めて悠り御相談する機會が果して來るかさうか、老の御病狀を見て、正直なところ甚だ確信が有てないやうな感じがした。そして、若し私が多少の無理を忍んでも老の病勢が未ださう進まなかつた間に何とか目鼻をつけて置くべきであつたのだと痛切に感じさせられた。果たせるかな老は私のこの負債をその儘にして置かれ、老自身も亦メモリアルズを編まらねばなるべき狀態に入つてしまはれた。少くとも、

山岡順太郎

為公ふおまはは傍  
 ころりおのしき  
 是座、依り坐りし時  
 得る、あきなり、刻  
 中、中許、十六、勤や  
 らね、なり、道、を、見  
 ても、お屋、は、な、もの、か  
 有り、ま、さ、さ、なり、六  
 ころり、さ、さ、なり、六  
 ころり、さ、さ、なり、六  
 ころり、さ、さ、なり、六

由來、事業家と稱し、實業家なごとも名づけ  
又はビジネススマンだとか言つて、一廉の人物  
でもあるかの如く自己陶醉に陥て居る手合  
の最大數は、唯、なんでも金さへ儲かればと  
のみ意慾するのみであつて、そこに「建設の  
快趣」なごを味ひ、況や「貢獻の歡喜」なご  
を念とするものに到つては誠に寥寥、眞に求  
めて得べからざる憾みのみが残る。それに……  
「君、株主だ、資本主だなんて何も知りや  
シエンよ、儲かるかといふことを考へるとるだ  
けぢやもん、何もかも指導してやらにやア駄  
目ぢやもんなア……」茜さす頬の肉が、う  
ごめくたび、白髭のあいだを迸り出る熱辯に  
は、いみじくも自尊と任俠との焰がひらめい  
てゐる。……ただ譯もなく嬉しくなる、……  
……が其時、翁に對座するものは私一人、惜  
しい哉、私ひとり。

千里山で諸先生の名講義は誠に結構だが、時  
に又斯ういふ熱氣を吹かけて貰ふのも學生に  
とつて有がたい事だと思つた。

これは恰も、私が山岡翁の病床に呻吟せらる  
る由を聞いた時、相撲部長としてお見舞に訪

聞した時の記憶で、印象の最も深刻なるものである。

抑抑私が山岡翁を私邸に訪ふた事は、この訪問を中心にして、前に一回、後に二回より外無い。が、僅に四回の訪問ではあるが毎回、著るしい記念が胸奥に刻銘されてゐる。

第一回は大濱で、關大相撲部が團體優勝し、應援團が表彰せられた夜の十一時頃であつた岩崎卯一教授に引張られて、戦捷報告に罷出た時、先づ紅白二本の葡萄酒を平けた朦朧裡に意識した事は翁が「如何にして、歡喜せる學生の氣分に應酬すべきものなりや」といふ極めて純真な痛心の表現であつた。夫れは聽て、大阪ホテルにおける祝捷會ともなり、提灯行列ともなつたものではあつたが、それにしても、當時實業界の立物として千軍萬馬を麾いた翁も、學生界の行事に一素人たりしだけにそのいかに眞剣なりしかは吾々をして徐に涙ぐましさへも覚えしめられたのであつた。

第二回訪問が、前に述べた一段で、第三回は水谷揆一氏同道であつた。セルビヤ皇子の狙撃銃が世界戦争を惹起したと言ひ得るならば大學祭の審判のピストルから惹起されたと言つても宜いやうな、關西大學の福島、千里山を舉つた大革命も一旦收まつた時であつた。

私は之に先だつこと約半年以前から、或事情の爲に、關西大學を辭退することになつて居たのであるが、圖らざりき此革命の末、水谷君は再起すると宣言せられ、同時に、山岡翁令息倭君も共に熱誠なる勸告を傾けて私の關大辭退を思ひ止めさせらるるに到つた。勿論私の辭退は別段此革命に原因した譯ではないので謂はば革命とは交渉ではあつたのだが

併し、今後理事者や學校の干係者は如何なる方針で進まらるのか大學はさうならうといふのか、尠くとも今後の大學精神醜態の醜態を會得しないでは私も面白くないと思つたので當時喜多村、増山兩事務理事とは面識さへ無かつた私としては、當然山岡總理事に就て尋ねるより外はないとして、親しく翁の大學に對する抱負を承り、茲に於て私の心に一本の楔を打込まれたのであつた、が夫れは決して六ヶ敷論理の歸結でもなかつた、又理智の啓示でもなかつた、暗濤なる裡に一閃の光明！それは山岡翁の人格の、ある一面を直觀した結果に外ならない。

第四回は大阪外國語學校の上田駿一郎教授より某教師の就職推薦を頼まれた時に、參邸したことであつた。此時の會話は大部分を宮島君のことに因て占領されて了つた。しかもこれは私としては豫期しない事であつたが、考へ來れば無理もない、關大關係の人が、私と宮島君とは影の形に隨ふ様にいつも聯想の料にしてゐる位であるから山岡翁に到つては尙更無理もない、抑抑山岡翁を當初、私に紹介した男は即宮島君だつたからである、が併しそれは關大とは何等交渉の無かつた時で、私が久しく不在中の事務を管掌して居たベルジウム領事館へ新任總領事が來任したので、府廳、市廳、商業會議所、裁判所などへ新任挨拶に廻つた時、當時山岡翁は大阪商業會議所會頭として紹介されたので、宮島君は大阪鐵工所の二階で秘書然と納まつて居た、即其時から面識とすれば翁が私と宮島君とを同時に聯想せられるのは當然でもあるが、併しこの時、翁が何故今に到る迄、宮島君の事に就て

斯くも口にせらるるかを考慮せずには居られなかつた。が結局私は山岡翁が極めて強き意志の人である反面に纏綿たる涙の人であることを感じたのであつた。忘れもしない皇陵崇敬會の一行と多武峯參拜の歸途、河村教授から「今回の關大の紛擾は宮島さんと山岡さんとの衝突云云」といふ風に聽かされた時、實に顔色を變へて驚いた私には、河村教授も愕かされた様であつた。が、幸に私は宮島君とも山岡倭君とも共通の友達干係であるのを利用して、一日も、その點だけを解決するやうに努力しやうと思立ちて、時の有力者中の佐々教授や櫻井教授に相談をしたところが、評議一決、即大濱の相撲大會の夜、佐々教授と相携へて宮島君を訪問し、此考案を話込んだ。併し宮島君の回答は又もや吾々をして意外の感に打たれしむるもののみであつたので、佐々教授も致方なかるべしと言はれ、私も諦めて辭去して了つた。が此事あつて數日ならず、千里山の學生までが結束して、宮島君に反對したといふ事を耳にした時は、ただ「残念」と思ふより外致方がなかつた。つまり一切は宮島君の言明を裏切つた結果となつたのであつた。

斯くて私は、想ひを數年の過去に馳せ、あの大阪鐵工所の二階における宮島君と山岡翁との對座を腦裡に描き出さずにはおれなかつたのである。當時大阪商會議會頭として、大阪鐵工所社長として、大阪商船副社長として、日電の社長として、千里山住宅社長としての山岡順太郎翁の巨巖に配するに、白魚の如き宮島綱男氏の秘書を以てして、誠にいい組合はせであると思つた時の印象は、すさまじくも

腦髓に抉ぐり込まれて居たものだつた。然るに夫れが……

私としてはただ夢見る心地のみであつた事象であつたが、翁の聯想と記憶は纏綿として絶えざるものがあつたであらう。此最後の訪問に際して私は無量の感慨を胸に秘めつつ翁の談柄に耳傾けたのであつた。

しかもこれが今生の最後として私に記念さるべき訪問であつたとは神ならぬ身の考へ及ぶべきすがもなかつた。今幽明、處を異にするに及で記憶はいよく研えてくる。ただ暗涙滂沱、追憶の斷片を曇らすものあるは是非もない……

### 山岡總理事を追慕して

森川 太郎

私が故總理事に知己を得たのは矢張り仕事を通じてでありました。學報に携つてゐた關係からさう云ふ仕事をするやうになつたので、仕事といふのは一週間に二度程二十分間位づつ外國新聞雜誌の記事の要領を故人の前で讀み上げることでありました。それが一年餘り續いたのですが、その間に得た印象を申上げて故總理事の面影の一端を忍び度いと思ひます。

故總理事は先づ何よりも性寛容でありました。忘れもしませんが前記のやうな仕事を始めた早速の時分は、何分關係方面が電力事業等ですからその方の記事になると、テクニツクが分らなかつたりして青二才の語學では記事の意味のとれない場合が少くありませんでした。そんな時顔を赤くしながら廻りくさい説明をしてゐると『ああ、わかつた、それはかう云ふことだらう』と却つて先方から説明

されるのです。而もこちらが自分の無能力に當惑しないやうな懇切な言葉を以てであります。邸の人人は私のこの仕事を烏乎がましくも總理事の『勉強』と稱してゐましたが、これではごちらの勉強だか分りません、今から考へても汗顔です。

ところがさうかと云つて讀上げる事を享上の空で聞いてゐられたかと云ふと決してさうではなく、時々意味のほんやりしたところを聞き返されたり、數字を繰返させたりせられるのでした。殊に統計的數字に對する注意は随分鋭敏であつて、これらの點より見る時總理事は清濁併せ呑む豪放な資性の文面に、綿密細緻な性意力を有して居られたと考へられます。そして此注意力は單り仕事の場合に於てのみならず、如何なる場合にも活き活きと働いてゐたやうでありました。例へば私が仕事を終つて後の二三分間の雑話的な言葉の中からでも世の中の動きに對する色色なヒントを掴まれるのです。そして喋つた常人が何を云つたか忘れた時分に突然持ち出されて答へに窮するやうなこともありました。

要するに細心にして豪快、如何なる空氣の微動もピリツと感ずる尖鋭な神經を一見何事も知らざるが如き茫乎たる言動に包んで、胸中ひそかに回天の祕策をめぐらすとでも云ひませうか——兎に角抱擁力の大きいそれである計慮の密なところが故總理事の風格の一端であつたと思はれます。

かう云ふ性質に關聯して思合はされることは故總理事が後輩を導く時の態度であります。人を世話するにしても決して世話をしてやるぞと云ふ顔をしてはせられませんでした。世

話される當人が正當に受けてもよいと考へ得るやうな形式で援助を與へられます、自分の仕事を手傳つて貰ふやうな顔をして人に勉強をさせられます。蓋し後輩に恩を感じしめないう意であると共に又一層よくその人物を試むる手段でもあるのでせう。私が親しく接しましたのは短い期間でしたが、それでも記憶に残る總理事の爲されたこと、云はれたこと今から思ひ返せば「ああであつたか」「さうであつたか」と思ひ合はれる節が少くありません。しかしそれもこれも今は返らぬ夢となりました。謹んで總理事の冥福を祈り其遺風を追慕するものであります。

### 故岡順太郎氏と千里山學報

本誌創刊以來故岡總理事の理解と庇護を受けたことは非常なものであります。前編輯者辰巳經世氏の執筆になる確か本誌創刊五週年記念號誌上であつたと思ひますが、故人と本誌に關する詳細の記事もあります。尙目下日本電力株式會社下村耕次郎氏外數氏の下に山岡順太郎氏傳記編纂中の爲、右資料の一部として差出して置きましたもの、中に本誌創刊以來總理事として、或は學長として、故人が本學學生の爲になせる訓話、講演、挨拶其他荷も本誌に筆記寄稿若くは摘録のかたちに於いて掲載された文集も相當多くあります。(追悼錄辰巳氏寄稿參照) 私としては逝去の約一ヶ月前『千里山學報』題號變更の問題について、題字揮毫者でもあり、創刊以來の補導者である故人に相談の爲、御伺ひしたことがあり、病中にも拘らず幸ひ引見されることが出来、加ふるに長時間色々の御教訓御談話を承ることを得た不盡の憶ひ出を有するものであります。只茲に追悼錄編纂の微衷を表はし報本反始の大道に添ひ故人の遺訓を永く胸に刻まむことを祈るのみであります。(霜村盛郷)

### 校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候

- 一、名簿需用者は名簿基金として一時金參圓納入のこと
- 一、一時金參圓納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受けること
- 一、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと
- 一、基金納付者數以外は印刷せず従つて申込なき限り入手不可能なること
- 一、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと
- 一、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと
- 一、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと
- 一、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

以上

昭和四年一月

關西大學校友會

校友各位

號 申 込 書

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

一 明治 年 學部 科卒業  
昭和大正 年 專門部

住所

氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ  
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

千里山俳壇 朝冷選

清水谷 拔天我

親の名を書くも嬉しき吉書哉  
三ヶ日筆を附けざる日記哉  
初御空地は大雪に光るなり

福島 山本 湖東

永源寺にて

愛知川の橋渡り行くそよる寒  
落葉搔く音さやかなり永源寺

多賀神社

冬柳しぐるる中を多賀詣  
彦根にて

しぐるるや城の眞上の蔭の聲

専文二 築地 句堂

雛雞の井戸に溺れし野分哉  
葉の裂けて池に垂れたる芭蕉哉

移り住んで障子切り貼りしたりけり  
試膽會焚火守り居る一人哉

寒念佛ごとと乗りたる電車哉  
短冊を日毎掛けかへ冬籠り

簾氷柱落つるばかりに庵靜か  
塔の空仰げば秋の雲移る

溝飛んで肩うち替えぬ稻運び

専商二 津田 夕冷

山茶花の咲き盛りたる空家哉  
草の實をつくと見ゆる雀哉

切株に蝗の残る裏田かな  
學校の更り野道の月寒し

臺灣 橋 としを

秋晴や小鳥の餌の塵を撰る  
秋晴や樹海の中の一著舎

藩界に少しばかりの刈田哉  
散り残る花サイカチや霧の中

この村や生蕃(シコ)も交りて秋祭

二度芽ふく赤椿樹や季節風  
冬山や甘藷刈り残る一ト畑  
媽祖廟の門の檳榔に秋日哉  
よべの雨に濁りし水や蓮枯るる

臺南媽祖廟(一句)

秋の燈や龍を彫りたる圓柱  
臺灣の元旦の夜の蚊遣哉  
藩山に輝く御旗御代の春  
春聯や聖壽無窮を祈る生蕃

二商 松野 國照

御大典

花電車待つ人々の夜長哉  
明治節目出度きものに菊の花  
慶宮の深き廊や秋時雨  
庭紅葉しぐるる中の日ざし哉

大阪 本出 臺水

文一 内田 冠襄

大原女の頭の柴にしぐれけり  
天地澄む大學祭の人出かな

專經一 中川無明子

落選の人に  
ふり落ちし涙氷りし拳哉  
風に吹かれて泣ける木の葉哉

豫一 岡崎 連哉

追加

地を走る轂に木の葉交りけり  
炭竈に林中赤き霜夜哉

朝冷

當季雜詠募集 (一人十句)  
投稿者、激増の爲め紙面の都合もあるべし、當  
分句數に制限を附す、佳句を寄せられん事を。

送稿先

大阪市西淀川區大仁東二丁目

有田朝冷宛

編輯：餘：錄

△本號には故山岡總理事の追悼録を掲載しました。

各方面に御依頼して執筆を乞ふた記事が遅延した爲  
斯く發行が遅れて申譯ありません。然し故人に對  
する各方面よりの追慕の聲をかく多數蒐集し得たこ  
とは編者の最も欣悦とするところであり茲に記して

執事寄稿家諸氏に深く謝意を表する次第であります  
△尙原稿未着でありますが東京の本學前教授服部  
嘉香氏本學教授岩崎卯一氏その他諸氏よりも執筆中  
若くは執筆の御意嚮を承はつてゐます。次號に於て  
原稿の到着次第掲載の心組でありますから、茲に重  
ねて御依頼申し上げます。

△校友會名簿の編輯事務を以後弊局に於て取扱ふこ  
ごとなりました。これは、主として校友の住所移動  
が最も頻繁に且つ最も正確に本誌上に發表される爲  
め、編輯その他本學對校友諸氏への通信等の上に便  
宜多きを以てであります。此後なるべく御移動あり  
たる際は御通知洩れのなきやうお願いいたします。

△あご旬日にして多幸多忙なる卒業の月を迎へます  
本學上下を通じて今日最も緊張せる多忙なる時であ  
り、本誌も次號誌上に於ては多年懸案の學術雜誌刊  
行計畫、本誌更新の具休案等を發表出來得ることこ  
確信いたします。

△本誌に寫眞一葉掲載いたし置きましたが、長柄に  
新築中の本學專門部學舎建築工事も着々として進捗  
中であり地下室を終り目下第一階も大半完了の域に  
進みつつあります。この分ならば豫定通り本年度第  
二學期より移轉授業も出來得やうと樂しまれます、  
當局の隠れたる努力と移轉後の學生諸君の多幸が思  
はれます。

編輯者記

校友各位に告ぐ

本學校校友會並に學友會會員名簿が出來ま  
したから、入要の方は左記要項御熟讀の  
上弊局宛御申込下さい。

一、實費——金參拾錢

なるべく弊局振替を御利用願ひます

但し郵券代用は一割増しにて三錢郵  
券に限る

一、送料——金四

合計 金參拾四錢

關西大學學報局  
大阪振替二二七五番

大正十一年六月十五日創刊  
昭和四年二月十五日印刷  
昭和四年二月十五日發行

編輯兼發行人 霜村盛郷

印刷者 谷口默次

印刷所 谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪市此花區上福島

關西大學

大阪市外千里山

關西大學

電話吹田 一三三

電話吹田 一三三

電話吹田 一三三

電話吹田 一三三

電話吹田 一三三

電話吹田 一三三



晝間部

（文部省認定  
尋常ヨリ入學）

第一學年優先入學（平均八點以上）申込ニテ入學許可其他三月卅日人物考査願書三月廿九日迄上級各學年若干名受付學則郵便又ハ直接學校へ申込ムコト

五ヶ年制

北陽商業學校

夜間部

（文部省認定特設  
夜間甲種商業）

第一學年優先申込順其他三月卅日人物考査願書三月卅日迄上級各學年若干名學則郵便又ハ學校へ

本科四ヶ年制

大阪東淀川區（天六ヨリ約五分）新京阪電車淡路下車東へ

電北七五七五番

—— 古本屋 うきよ堂 ——

創業三周年を迎へて

謹而御挨拶申上げます

◆ 本年は餘寒殊の外厳しくそれに繁激なる受験期に當り謹而皆様の御機嫌を御伺申上げます

◆ 尙古本屋うきよ堂も皆様の並々ならぬ御引立の御蔭で本春創業三周年に達しますのを機會に從來の店舗を改革し先づ入口中央に最新の陳列窓を設置し書棚もなるべく感じの好いやうにと全部鐵筋を据え付けました。若しいさゝかでも舊來の陰鬱な古本屋型を脱し輕快な皆様の狼書氣分を御満足出來ますならばご念じて居ります

◆ 願みますれば過去三ヶ年の徑路は只々慌たしい創業氣分の中に靜思の時間を殺がれわけもなく盲進したに過ぎません。今後は層一層皆様の御鞭撻に依り新時代の御要求に叶える古本屋として何等か新機軸を以て存在したいと念願致して居ります

◆ 何卒倍舊の御引立被下度う存じます

昭和四年二月

大阪市北區櫻橋交叉点東

うきよ堂書房

主人 敬白

—— 古本屋 うきよ堂 ——

○募集人員 第一學年百八十名◇尋常小學校卒業

○出願期間 三月一日ヨリ同二十七日マデ

甲關西商業學校生徒募集

○入學考查 三月二十八、九日(人物、體格)

○入學心得 其ノ他ハ本校ニ就キ又ハ郵券二錢送付

島福上市阪大

大關西大學福島學舎内

電話土佐堀五五七〇番

大關西第二商業學校生徒募集

○出願期間 二月二十日ヨリ三月二十三日マデ

○募集人員 第一學年約百八十名◇高等小學卒業又は中等學校二年修了以上

○考查期日 三月二十四日(人物、體格)

○筆答試験 日本作文、算術

○特長 甲種認可、修業年限三ヶ年、夜間教授

島福上市阪大

大關西大學福島學舎内

(詳細ハ郵券二錢ヲ添ヘ本校ニ照會)

生徒募集

卒業者晝間部夜間部共中學校卒業と同等の資格があります

募集人員

第一本科 (晝間) 五ヶ年

第一學年百五十名(尋常小學校卒業以上同等以上ノ者)

第二學年五十名(高等小學校第一學年修了以上、中等學校第一學年修了以上)

第三學年五十名(高等小學校第二學年修了以上、中等學校第二學年修了以上)

第二本科 (夜間) 四ヶ年

第一學年百五十名(高等小學校卒業以上同等以上ト認ムル者)

第二學年五十名(第三本科第一學年修了同等以上ト認ムル者)

文部大臣認可  
甲種商業

大阪城東商業學校

顧問 帝大教授法學博士 烏賀陽 然 良

校長 谷 岡 登

校舎落成

所在地 大阪市外大軌小阪停留所前

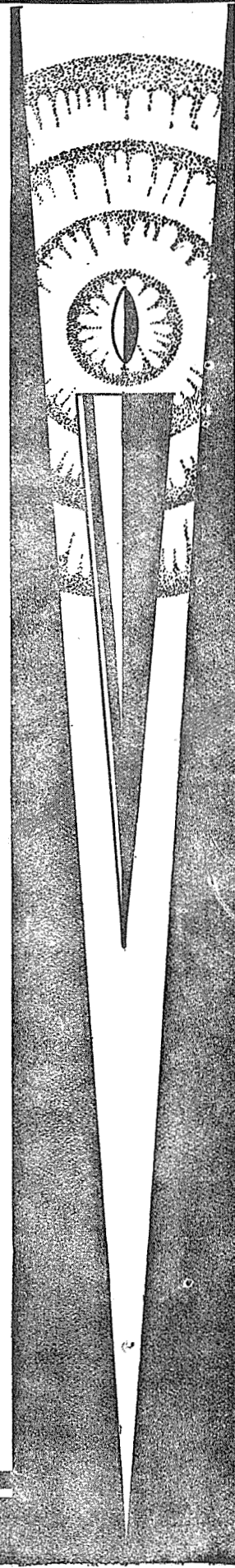
敷地 五千坪

出願期間 四月二日迄規則書申込次第進呈

校舎 八百三十坪

受付 本校及大軌ビル三階

電話小阪一六五番



# 濕布より便利安全

使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時有効  
看護者の手数を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃腺炎、ロイマチス、神経痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛、月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く二時間毎に交換の要なく、一日一―二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、濕布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

一〇〇瓦 〇・〇 一五〇瓦 〇・七  
二五〇瓦 〇・五 五〇〇瓦 一・七  
二〇〇瓦 四・〇

## 消炎劑

# エキシカ

發賣元

株式會社 塩野義商店

大坂市東區道修町三丁目  
東京市日本橋區岩附町四番地

